

慕氏兵論

三編

一一

413
933
5



413
933
5

文久三年癸亥孟冬新鐫

慕氏兵論

三編

松山藏梓



慕氏兵論第三編小軍法目錄

- 一 小軍法に屬するの所置
- 一 發行兵の訓導
- 一 發行兵指令官の法則
- 一 前哨の從事
- 一 止静の地に於る前哨の從事
- 一 圍城に向ての前哨の從事
- 一 寄舎の前哨の從事
- 一 運動の地に於る前哨の從事
- 一 弁候
- 一 實檢の發行兵および發行せる守禦の哨兵

大正五年二月
氏寄贈

- 一 兵法の監察
 - 一 通路の保守
 - 一 敵の監察を妨くる法
 - 一 軍倉および軍中工作の蔽蔭および攻伐
 - 一 陸地輜重の護送
 - 一 水路輜重の護送
 - 一 生擒の携行
 - 一 掠奪および侵掠
 - 一 疑兵伏兵および覆兵
 - 一 奇兵
- 慕氏兵論第三編小軍法目錄終

慕氏兵論



第三編小軍法卷一 曾田勇次郎譯

第二百四十一章 小軍法と總して味方の軍
 兵の形勢を便宜と為し且敵に禍害を為す其
 成功を決戦と由て得んことを覓むることなく
 極めて容易なる方法にてこれを為す軍の諸所作
 べきとある處に此軍の所作は屬するものと殊
 一

い 前哨の從事を以て是を止静し或行進を
 する軍旅と又敵不意に攻伐するに對して定む

る軍兵の小分隊とを警固せるものか
 ろ 弁候の従事と實檢の従事とあつて監
 察の従事かてこそ敵の報を得ると其敵の
 所置を實檢せるとあつて地形と敵とを監
 察せるとを目的とせるものか
 は 掠郷と侵掠との所作かよひ妨害と輜重
 護送の守護と攻伐とかてこそ味方の軍旅
 利を制し且敵の軍旅に害を為すものか
 に 疑兵かよひ覆兵の施行と伏兵の布置と
 よしてこそ敵を勞らして戦力に在る敗亡を

こそよかへんことを勢むるものか

ほ 奇兵軍の諸所置か

第二百四十二章 此夥くして且甚緊要なる所
 置を辨識せるとは此軍の所作を理會と判断
 とあつて謹慎とを以て施行せる軍旅とこそ
 又治平の時よあつて且將官且軍兵其軍の所作
 於る辨識の教訓を受ることといふよ要用か
 るを訓導せるよ容易かると

發行兵の法

第二百四十三章 小軍法に屬する軍の所作も
多分多少の兵より聚成し得且發行兵と名くる
小分隊を以て施行す其軍勢と聚成と志りて
舉止則とも専ら其兵の定まる所の目的に關係
す此兵を別して輕軍兵より成るを要を志るは
もとこまを騎兵と砲兵とに係ること歩兵に係
るよりも多しといふんとあはし諸の歩兵に
適當しあらざるを得ざるはあはし我子に
ンド國を撤兵コムパクニ一中此從事の所作に
抽するの兵核を具ふるかは騎兵に在ても特

此從事に定まる輕騎兵あり且砲兵に在ては騎
砲兵にせしむる為に適當すること最多しとす歩兵
に通常此發行兵の首力を為す一時としては其
發行兵唯此歩兵而已より成るかは志かはと
も大なる距離を多の速度を以て經過するを要
するとたは此時に方て騎兵を用ふるに歩兵
と騎兵とを以てよく目的を達し得るとたは
發行兵を此兩兵より聚成し且其攻伐の力と守
禦の力とを増さんる為に砲兵を加ふ土工
兵の小員數をこまに加ふは時に良功をあら

へく得る

諸企に就て此發行兵の其關係を僅の軍勢を其運動の速度に由て補へんことを務むるを要し且考定せる目的を計略と襲撃とに由て達せんとせむること正兵の攻伐に由てせむるよても多しといは是に由て其戰鬥荏苒として且頑固なること稀なるを要し此一種固有の所置に就ては將官も軍兵も欽く服らざる特別の性質あらんことを要し將官の小軍法の諸事務の所作に通達しあるを

要する而已からは尚又屢獨立せむるを要し且自己の判断に從て所置せんことを辨知するを要し將官は謹て其畜意を遂ぐるを要し其いふんとおはし其自己の安泰こそは關係する而已からは尚又時として其屬する所の隊伍の安泰こそは關係せむるか各將官は時計と望遠鏡と軍せる地處のよき圖面と懐中盤針を具し且文筆の具を備ふるを要し其文筆の具は繪圖の地紙甚有用なるを要し且指令軍兵を疲勞と滅亡とに堪へ得るを要し且指令

かく屢自身に委任せらるるに由へし其よは軍法
に委任せざるを要す此軍兵は輕歩兵と輕騎兵と
の要須する所の諸事は悉く演習しあるを要す

發行兵指令官の法則

第二百四十四章 斯る發行兵の指令官は其課
命の目的を以て精密し通達しあるを要す且其
從事の所作非常の辨解し關涉し得るとは或疑
しは判斷し就て奉命を望み得るとは或疑
の教令を願望するを要す是れともこそは附
て注目せしむる其教令諸事し具はて得ざるこ

とく且此教令かくも亦一己の判斷し從て所置
せんを爲め十分の自立を備ふるを要すること
とよあるを是れ此指令官其發行兵の軍勢と形勢
とを以て通達し且敵し就て知る所の諸事し就
て報せらるるを要す發向の前はハ彈藥と履物
と馬の鉄沓とをよははとよあるを自から證を
るを要す其呈状を何人且何方し送るを要する
し且委記命令を何人且何方し問ひ得るを知る
るを要す何處にて且何處の士卒の部分と連結
するを要するし且ハ何處より應援を望むは

あるう兵糧或馬の食物を茲に持參せざるを要せ
 う且否とハ之を何處より得盡くあるを知る
 を要す時として發行兵迅速を以て行進するを
 要せるとは動とハ笈を車に載し或ハ暫時の企
 かるるとはハこを軍旅中に貽しかくかば發
 行兵の指令官ハよは班次と軍法とを守り精勤
 と憤發とよわめて其部下に例証とかるを要
 せ且其部下の安全かるに絶に注意せると無用
 の諸怒力を避くるとを以て諸事其部下に由て
 和合を得盡しこと若し其要用かるとはたのこと

かてとて此指令官は住民と宜く通信しあらん
 ことを務るを要す敵國にわけても亦志かてと
 せ且こを失策せざることと厳く注意するを
 要す小軍法に於る多の企は住民の忿激に由て
 失策せるかて
 監察を為すハ勢て其指令官自ら實檢する
 を要す且こを為し難知所の處よて親切に
 して且任用を起し同輩を以て斯ることを為さ
 しむるを要す
 住民或旅客に因て報告を得るにハ親切にして

且可愛らしき音聲を用ふるを要す殊にハ報告
 せる人説話せらるゝことを知し得るゝ且實事
 を説話せんことを欲するのハ注目せるを要す
 敵國よりの降人と生擒およひ土人との報を毎
 日信用を盡らさざるとは
 郷道に對して此指令官其舉止上と同く丁寧か
 りといへとも誠實なるを要すよは郷道に獵人
 と林守と樵夫とマルスカラメルスと無頼人お
 よひ奸商とよ在りとは
 呈狀を為すハ緊要なる諸發端と諸實檢と

就て直に呈狀を為すを要することハ注目せる
 を要す志りして其報比隣に在る軍兵に或る感
 通のものよあり得るとは俱にこそを報告
 せるを要す呈狀のかる處くある其間ハ書面よ
 てこそを為すを要す口上の呈白ハ親切かる
 人よ因てこそを為すあり
 地形の理會ハ發行兵の指令官に第一の希望か
 りとてこそを為すハ其指令官よは地圖を具
 へ屢こそを地形と比較して欠漏を補ひ或其記
 載を為すを要す或る時間の滯留ハ地形に就

精記圖面を作るを要せしむるは其圖面
ハ唯兵法の目的よりして緊要ある所のもの
而已を記すを要す。在民の土地と森林および山
丘と。就てハ其圖面ハ雙方此距離を記載し且
哨處よりの距離を記載し道路ハ就てハ其方向
と諸般の兵ハ用ふる處の程度とを記載し河川
ハ就てハ其幅と中等の深さとを記し越行く
部位とを記載し且此他其哨處の守禦ハ關係せ
るの諸件を記載す。行進の際ハ此指令官と吾と若し茲にて不意

攻伐せらるるを恐るるは其處ハ所置を盡しむ
るを反覆丁寧ハ自問するを要す。其時ハ其
其時期ハおつて已り用ふる處の地形の物体ハ其
考を注のさる處から其上道路と隘地との方
向と形状とを記載し且其隘地ハ又廻行を盡く
あるを記載するを要す。

前哨の從事

第二百四十五章 敵ハ襲ハるるを恐るるハ
不便の戦闘を為すハ已を得らん為し一軍或
一軍の分隊常ハ戦備ハ在るを要す。

ともこまハかる處にあらそいて又敵の近傍
にあらそひてハこまを屢施行を爲らざると是
故に止靜中に在り或運動中に在るの各隊伍ハ
自餘の隊伍の警備の爲に看守せるの一部分を
差撥せるを要す其部分の事從の所作を名て一
般に前哨の事從といふ其體裁ハ又別あり
第二百四十六章 予ウ多洲多の軍旅ハ前
哨の事從大意にあらそひてハ少くも異からさ
るの或る定則に從て法式のことく施行せしめ
るんとあそひて是同一根源に出發しあらそひ

國とオーステンレーキ國との軍旅ハハコサツ
ケンとコマアテンとの特別なる軍兵の種類と
あらそいて他の纒も改革せざる軍民とあて此從
事を爲すものよりして上といふ所と全く齟齬
あらそいて此軍民も尚纒も改革せざる隣國人の
侵掠せる軍に對て絶以其防禦に在るを要する
ものよりして自餘の軍旅に在て正統軍兵よりも
よく前哨の從事を爲すことと多の軍の經驗に
て知らしめけり此軍民警備の從事を爲すの方法
おもに他の軍兵の方法に異なる所も是を纒も

法式のことく為さばして常にもやうに從て所
置し去りて其所置を務て交換するに在るか
て此軍民ハ常に敵に群うてこそは這ひ寄り且
竊のよこそは目を注げて其敵を細密に探索を
るを以て正に哨兵脈を張出を以てするよて
も多く敵の各襲撃に對して警備をすることを知
るに此軍民ハ其不佳の活計に由て特に前哨の
從事に適當をることハ打消を慮れよあらば尚
治平のとれよ野戰從事の演習に於て形格に
ハ少も關係せしめて施行人の才智を勵せしと視

力を發作せしむるを務むる為は茲に至り得ると
れよハ一軍の警固をこそは由て得るにこと多
れも亦疑ひおしとせいつんとおしよこそは此諸
所作に於て肝要のことおしよハかぞフランス
國の軍旅に以前の軍に於て警固の從事を為
その外諸事に秀てけるものよして其ソリアフ
ン兵と輕歩兵とハ東方に於る晩近の軍にも亦
コサツケン兵に下らざるを要しけることをと
スラウエかるアラビヤ人および基本人カービ
ル人に對するの軍に謝を慮れといへども恐く

と尚ほ將軍へウケアウト氏と其學校よかゝて
就造せる將官との小軍法よ的中せる訓導よ謝
を盈たこと多くとを志のまへこまよ反して工
ンケルス國の軍兵と其法式通ての前哨従事を
以てして屢々襲撃せらまけるか
第二百四十七章 前哨の總目的と敵の軍勢と
敵の陣地およひ敵の目的とよ就て報を得るよ
あて吾の軍旅の或る報を得んとする敵を妨く
るよ在り地形を監察するよあて且敵よて或る
距離までを自由よ保つよ在り敵の近よてよ

勢て早く注進するよ在り且不意の攻伐よ方て
と本軍の合併して規矩を守禦よ取て或ハ妨け
なく戦闘を避くるよ時間を具へけるまで其間
敵を遮たるよ在るか
今此諸所作を施行せん
この為よと多分三兵よて聚成せる獨立の分隊を
用ふ
以前と警固せらるるよを要しける其隊伍の各レ
キメント或バタイロンよて時の掌令官一員の
部下よて前哨の従事を為その或る騎兵士と歩
兵士とを取てぬこと其聚成せる分隊よかゝて

自然の一尤を破るか、此一尤も軍の諸所置も甚要用か、といへとも前哨の従事を施行するも極て欠く處あらざるの一尤か、といふも輓近におわてハ警固を處る軍旅或る軍隊の諸般の予ビシーンの各よ、歩兵の或るバタイロンスを取らぬ此バタイロンハ輕騎兵および騎砲兵と合併して所謂前哨ブリカーテを布陣するものか、其聚成ハ以前の聚成よ、も却て宜くとも志あるとも予ビシールハこの爲に好まざるのバタイロンを其予ビシール

て放手をするの害ありといふんとかは、此バタイロン後毎よ、た形勢におわて回到せざるハか、輓近よ、こを爲に取る兵法の体格を具有するバタイロンレキメントブリカーテ予ビシール是ありこそ全く警固せらるる軍勢の度よ、從ふ

第二百四十八章 軍旅の止静一或ハ行進する度よ、從てこそよ、用ふ處を警固の規矩を取るよ、止静の地よ、於る前哨の従事と運動の地よ、於る前哨の従事との名目を以てこそを區別せ

止靜の地に於る前哨の從事

第二百四十九章 軍營或露營中に合併し或次舎を取上げる軍旅敵の不時の攻伐に對しては前哨を以て蔽護するを要し且多分は前拒と稱して前哨を張る特別の一隊伍警固の從事を以て奉命しある處に前哨ハ種々の發行兵よて成りて此發行兵ハ警固せらるる軍旅の正面の前より連綴せる哨兵脈を務て多く形造し且其側面より此を屢々形造するものあり敵若し前哨列を通過せざる他の方向におめて軍旅は

近より得ると知るは此よ由て生ずる形勢の安危の度より從て介候或發行せる哨兵を以て其道路を警固するを要しよく規律せる介候の從事ハ通常全軍或軍隊の背面および側面を警固するは是れと云ふはいふんと云ふは敵ハ多分間道を過るはあらざるは其方より到りあはるはして前以て介候は見出さざるを得る其方向におめて唯軍兵の強弱分隊を以て而已企を試み得るは是れ戦争若し民軍の類ありと知敵國におめては特は背面と側面とを警固するは是れ

一及して軍兵の小なる分隊を毎に前哨を以て
已きを取巻くを要せしむ
軍營或露營をかゝて其上尚番兵を張出せし
を名て軍營番兵といひ且露營番兵といふ其
従事の所作ハ野番兵の従事の所作と同一か
といへとも警固せるの規矩として其上又大に
特別に供用し其他游兵と控番の游兵とに供用
せ此游兵ハ露營の番兵を應援せるに供し且控
番の游兵ハ游兵若し軍營或露營を去るとた
ハ此游兵の地位に進まんう為に供し此兵ハ其

日のゲ子ラールの揮下に在るか
散舎せる軍兵の警固の従事ハ或る注視をか
て上は開載せるものよす遠離を故に後ち別々
よこきを論載せしむ

第二百五十章 警固の従事を以て奉命しある
の特別なる隊伍軍旅の前は在陣せるとたはハ
其隊伍を名て前拒の名目を下し此前拒ハ前
拒の屯と名る一部分あて便宜の陣地を取
其所よて本遊軍の前哨は供用せるを要し其
して其背は布營せる軍旅は近よらんとせるの

敵を或る時刻の間妨げ得るか其前拒ハ敵
よき吾の方ニ通るかもかる道路と出入口と
ニ強分隊を布置せ此分隊を名て前哨發行兵
といふ此發行兵ハ野番兵と名る番兵を敵の方
ニ置て以て己をを取巻た且野番兵ハ哨兵の一
脈を以て其輪班よて己をを警固せ此哨兵ハ歩
兵ニ在て番歩兵と名け騎兵ニ在てハ番騎兵と
名く時としてハ茲ニ或る野番兵と其前哨發行
兵との間此所彼所ニ應援哨兵を布置せ己をを
名て助兵といふ己を蓋し或る野番兵前哨發行

兵よての其過大なる距離ニ由て餘り甚く露面
ありあるとたゝ或野番兵と前哨發行兵との間ニ
或る地形物ありたとへハ准して纔の軍勢を以
て守禦し得る橋梁或他の隘地あるとたゝニ要
用かる處し

此前哨脈の方向ハ前拒の正面ニ平行して殆ど
一直線を形造せる時とたゝして其翼近づく處
からさる地形の障碍物ニ着接せる時とニ最便
利ある處し此翼障碍ニ着接せざる所の處よて
ハ己をを側面の方ニ轉回せるを要す其他此翼

若し地形の限隔を以て蔽陰しある時たとへハ
 前哨を川河の後ニ備ひ此兵を以て其越川を守
 備しける時のこと也ハ此兵ニ甚便利ありと以
 第二百五十一章 前拒の同勢と聚成と志々
 て本軍より敵の方ニ出張するを要する距離と
 の規矩ニおめてハ警固を要し本軍の戦備しけ
 るまで其間敵ニ抵抗し得るを要するニ注目せ
 應じ故ニここニ幾多の時刻を要するハ愈永く
 敵を遮るを要す此故ニ散舎せる軍旅の前拒ハ
 軍營或露營ニ合併せる軍旅の前拒より遠く

前方ニ出張し且強く聚成するを要するはここ
 と同く地形の良否も守禦の注視よても警固の
 注視よても前拒の同勢と聚成とニ感通あるも
 のかる應じ故ニたとへハ一の前拒を以て守備
 せるよは守禦を要し地形の區藏ハ悉く交通を
 應じ地形よても纔の戦力を要する應じ志する
 全く開闢の地形ハ警固する方て蔽陰せる地
 形よても纔の軍兵を要する應じといへともここ
 ニ就てハ蔽陰せる地形よても多の騎兵を要す
 應じ此故ニ同勢と聚成と或前拒の出張するを

要せるの距離と確定の規矩を為すことハか
る處うらさるとを

次下の一般なる開戦ハ其接手として供し得る
といへども十分は規則としてハ供し得ざると
を百人以下の發行兵ハ三分の一を前拒し取す
千人し就てハ四分の一を取す万人し就てハ五
分の一乃至六分の一を取す去りて弱兵隊伍
ハ強兵隊伍よても准して強兵前拒を要用とを
るはと多の軍勢は在てハ七分の一乃至八分
の一を取るか諸兵よても一午ビシ一或一ブリ

カトテの同勢し聚成せる一の前拒ハよた守禦
の陣地を得る度し從て軍旅よても二時行乃至三
時行遠離しあり得其隊伍の纒かる同勢の度し
從て弱兵隊伍ハ其前拒を張出し得る處たこと唯
一二百歩し至るはと其距離纒かるを要する
し前拒の屯ハよた守禦の陣地を得且よた退陣
の道路を具有する所の其所し在るを要す
第二百五十二章 前哨發行兵の員數と同勢と
聚成とからひし前拒よても遠離するを要するの
距離とハ復ひこもと同く纒も確定の規矩を為

を雇ふのらざるはと多のもやうは關係を此前
哨發行兵の敵より軍旅の方を通する諸の要道
に在て其道路を鎖せと兼て警固を雇ふ隊伍の
側面を蔽護するやうにせざるを要す規則はか
てへ前拒の三分一を總ての前哨發行兵に用ふ
各發行兵の同勢と聚成との地形に由て定まる
且占領を雇ふ陣地の緊要の多少に由て定まる
かや此兵は少くも歩兵一バタイロンと騎兵一
エスカドロンのよかるを要す通常は三兵より
聚成を前拒より遠離せざるの距離は平時行乃至

一時行に至り得るといへどもこれを決するこ
との復ひ其同勢と兼て地形に在ること尤來尚
此をよ就ても彼をよ就ても定まることハ何も
云へばあとのさるることとせ
第二百五十三章 出張を雇ふ助兵の員數ハか
もは野番兵前哨發行兵より遠離せざるの距離と
哨兵脈を過て前拒の屯に通する要道の員數と
は關係を雇ふ特は此兵に隘地の後ろ多の道路
の輻輳する所の部位と築造を就ていつきの陣
地を強むるを要するも地形の限隔の轉移する

新編 兵論 三編 卷之二

所は在る處は
共同勢へ復ひ其陣地の緊要あることの多少は
關係は此同勢は一コムバクニ一エスカド
ロンク或兩隊の一部隊クは至り得此兵歩兵よ
てかろく或騎兵よてかろくを定むるは地形は
在る處に在る處とも歩助兵よは有候の從事お
よひ指揮使の從事の爲常は或る騎兵士を加ふ
野番兵よての其距離は歩助兵よ在て千五百歩
を超ひ得は去りて騎助兵よかゝては三千歩
よても多し至り得ざることを

第二百五十四章 野番兵の員數と同勢と前哨
發行兵よての距離とへ復ひ諸般のもやうは關
係を盡くとて各前哨發行兵の野番兵は比隣を
る前哨發行兵の野番兵と勢て連綴せる一脈を
形造せるを要すること一の發行兵の終尾の野
番兵次の發行兵の始首の野番兵と連接しある
やうしを
故は其員數へ此兵の實檢せるを要せる地形の
蔓延は關係を盡し去りてはこゝに就ては尚
天氣の性質は注意し其日の時刻は注意し敵の

近きよ注意せるを要す霧深き天氣と夜間と敵甚近くよ在る時とよハ通常晴天と日中と敵尚甚遠離くあると死とよても多の野番兵を布置せるを要す去つとも總してたとへ弱くも多の野番兵とたとへ強くも少の野番兵よても多の警固を為せとよ得るといへとも哨兵脈を過て通せる所の要道と毎よ纜よ緊要かる部位よても強き野番兵を以て守備せるを要す規則よおわて野番兵の同勢と其番兵よて出張せるを要せる所の歩哨兵と騎哨兵との員數を

知る時よ定まて得各哨兵よ四丁を算し以て此員數の四分の三を歩哨兵と騎哨兵とよ用ひて四分の一よ弁候の從事かよひ他の從事の爲め野番兵よ用ひ得盡し去つともここよ就てハ夜の哨兵かることよ注意しあるを要す盡し野番兵よて前哨發行兵よ至るの距離と又其雙方の距離とよ復ひ其同勢と地形と他のもやうとよ關係を盡しとよ通常野番騎兵ハ前哨發行兵或助兵よて二千歩乃至三千歩よても遠くハ遠離しあて得ん去つて二千五百歩の雙方の

距離を具有し得るとを志するは野番歩兵ハ六
百歩の雙方の距離を以て發行兵或助兵より千
五百歩より遠離せざるか其其他騎哨兵ハ野
番兵より千五百歩より其他ハ遠離しあて
得ば志して歩哨兵ハ漸く三百歩乃至五百歩
より其他ハ遠離しあて得ば此開載の十分ハ
決定せざるを論を待ていふんとか其距離
既ハ此前ハ云る如く種々の摸やうハ關係を
とへかて其もやうハ此距離を定め得る為め地
位自己の上ハ探索するを要するものあり

第二百五十五章 前哨の張出と全前哨従事の
規律とハ前拒の指令官ハ命せらる長たる指令
官ハ由てハ唯何色の地形にて且何色の方向ハ
前哨列を張出を履たうを定むる而已あり
第二百五十六章 前拒其屯所ハ着るや否ハ
其指令官ハ其輔佐の長と警衛の従事を以て奉
命しあらん所の發行兵の指令官とを將て輕騎
兵の適宜なる蔽護にて前哨を布置するを要す
るの地形を其諸の特別あることハかぬて監察
せんう為め此地形の方ハ赴かて其後此指令官

實檢せる列の境界と方向とを書示を解説せし
ハ端尾の哨兵の在るを要するの方向を正し
一就てハ此哨兵を布置せし處の地形ハ纔の軍
兵を以て警固せしむことハ諸の方向一
おめて野番兵の方一通信あらむことハ志し
て哨兵務て多く己を蔽陰して布列せるの為
の時節を得むことハ冀ふ處にことありと
此指令官ハ野番兵と助兵との地位を定め前哨
發行兵の同勢と屯所とを定め強めざるを得さ
るの部位を定め且其教令を此地にて發行兵の

指令官一傳ふ前哨の翼若一の地形障一も着
接し得ざるとた一ハ要害を築て以てこと一備
ふるを要す此指令官の歸着の後前哨發行兵ハ
スタッフの將官一導きて己を指示さきたる屯
所の方一行進を志し一て前拒の指令官ハ前拒
の屯一撰ひける陣地を諸の注意を以て強め守
禦一設備を志する一其屯の自餘の軍兵ハ此陣
地の後一露營を布くあり
第二百五十七章 前哨發行兵前拒一遙一遠
離しけるとた或前哨敵一甚近たとた或敵の攻

新編 軍令 三編 卷之一

伐を恐るくとたゞハ前哨發行兵の正中の後ハ
多少の游兵を前拒より布置モ此游兵去ると
たゞハ三兵よりたゞて前哨發行兵の應援ハ供
用モ

第二百五十八章 軍旅および前拒若く夕扨ハ
屯所ハ到着して翌朝復ひ發出せんハ為の茲ハ
其夜を明々さんとせるとたゞハ全く別ハ所置
あて去るとたゞハ前哨の規律せる張出絶て
かて得候といへども又少くも要用ハあて得さ
る處ハ去かるとたゞハ通常前軍兵と側軍兵と

を野番兵として布列モ茲ハ大なる空隙あると
たゞハ其所ハ中間哨兵を布置モ敵の方と比隣
哨兵の方とハ絶へ以候を遣る前拒ハ或る
應援哨兵と游兵とを為モ去あるハ自餘の軍兵
ハよた陣地の後ハ露營を布く此警衛の規矩唯
一夜ハハ充分かてとせいハんとたゞハ敵前哨
脈の弱充部位をさやうハ速ハ知て得ることか
る處のらさきハかて去り去とも若く次の日發
出せざるとたゞハ警衛の規矩を改革せるを要
モ去のらさきハ必ハ覆撃せらるくの危難ハ望

むら

第二百五十九章 前哨發行兵の任ハ軍營或
露營ニ合併しける軍旅の方ニ在るおもかる出
入口を警衛せると敵ニ抗抵して勢て逐却せる
とニ在るか此發行兵の指令官ハ其出立の前
ニ要用かる劄記と教令とを承けて其哨兵の守
禦ニ關係せるの諸事と比隣發行兵の屯所と若
し游兵の出張しあると死ハ游兵の屯所とを
以て承知しあるか此指令官若しゲ子ラール
スタッフの一將官ニ誘導せらるあらざると死ニ

と自らの野番兵と助兵とを張出せるを要し發
行兵定まる地位ニ到りけるや否し指令官ハ比
隣ニ在る發行兵との連結を媒灼せる為と敵の
精報を得る為とハ弁候を遣る此指令官發行
兵の一部分を將て地形を監察せらる間自餘
の部分ハ兵備し在るか此指令官逐次ニ野番
兵を布置せるし其野番兵の出張せる所の地位
ニ從てこまニ各番號を授け或尚よく名稱を授
け且野番兵の指令官ニ要用かる條教を教示せ
るし其哨兵の目的と敵の攻伐ニ方て拒防を

るの度と旅人およひ土人を通らしめ或通らしめ
 めさると番兵の灯を為さしめ或為さしめさる
 とありて其他已う要用し思ふ所の總て此の
 こと宛ことくし就てそ
 こまと兼て發行兵の指令官助兵と游兵とを以
 て同一方法にて所置を此指令官其發行兵の屯
 所し歸着せしむる方ハ士卒を其所にて家作中
 合して屋下し置く處たり或露營を布く處たり
 を核定し軍兵の守禦せしむる處のらさるの陣地
 をこまし指ししむるて其陣地を勢て強めし

此諸の方向しあわての地形を自身細密し承知
 し且其地圖をこまし比較せしむるを要す此指令官
 弁候を以て其張出せる番兵およひ他の發行せ
 る哨兵と連結を保ちからしむる前拒の屯集と連
 結を保ち殊し其退陣の道路の常し自由しあら
 むことこの規矩を謀合せしむるを要す
 第二百六十章 助兵ハ野番兵の直し前哨發行
 兵し退却せしむる為し其發行兵より餘り遠離
 しある野番兵の應援或包蔽し供し或又よく野
 番兵と前哨發行兵との間し在りて茲し準して

纒の軍勢を以て或る時間敵を支へる為に適當
せる地形物の占領かよひ守禦に供せ屹と前哨
の抗抵せる度、拘てへこそ殊よこそ、就て別
に時刻を得るに歸せること、くこそ、由て敵の
企と同勢と志、りて聚成と穿鑿せること、くを
考ふ、
其他助兵、其歩哨兵を將て緊要なる出入口を
警衛せ、たどへ此歩哨兵の哨兵の連綴せる一脈
をも形造せ、さるといへともこそを將て緊要な
る出入口を警衛せるゆへ、又後、在る軍兵を

敵の襲撃せる攻伐に對して警固せる為、に供せ
ること多し
助兵の指令官に其定位に到着しけるや否、に地
形を監察し野番兵と哨兵との屯所に注目し且
其自己の陣地を強む、此指令官其下屬に教
示せるに肝要なる守禦の廟算を圖せるを、影
を小介候を遣て以て其野番兵と絶に通信し志
かして其上敵の報を得んことを務るを要し、晝
も野番兵に發る所のこと、就て務て疾く報せ
らるるを、實檢の哨兵を布置し且夜に諸方

向く間諜の介候を遣て敵の襲撃に對して警衛する為め重複の哨兵を諸の出入口に布置を昼に其士卒を一部分つゝ休憩せしめ得るといへども夜に皆守夜を盡くあるを要す

第二百六十一章 野番兵に前より在る地形を警衛して敵の近よるを前以て見出し且之を注進する為と敵の監察および疑兵を妨害する為とをうして殊より又敵の報を得る為とに供用す

此時より方て其野番兵の方策に歩哨兵或騎哨兵を出せしと小介候を遣るとより在るかす

野番兵に騎兵より成るを撰用す若地形或輕騎兵に不足ありて斯ることのある處のらさるゝあらさるゝ毎にこれを撰用す其代用を歩兵に取ると死よりオルドンセの從事および介候の從事に用ふる為め野番兵に或る騎兵士を加ふることを欲す

第二百六十二章 野番兵の指令官に其教令と暗號および復暗號とを前哨發行兵の指令官より承く其後ち此指令官其士卒を監視す其定位の方より行進するの際要用ある警衛の規矩を取

了其念慮を其退陣に臨て取て得る所の道路と
若し要用あるとたは最よく守禦し得る所の
地形とし注記其他此注視の目的を其下屬に教
示し且位階をおめて其次序の者も教示を
第二百六十三章 野番兵其定位の近くは到着
しけるや否は小弁候を遣るべき敵の方向と地
形とを搜索する為と比隣野番兵の屯所を點檢
する為とあつて便宜の地位は便利の歩哨兵
或騎哨兵を布列する為か野番兵の指令官に
尋て自らの地形を監察する為と番號を授くる

所のもの各は其歩哨兵或は騎哨兵を布置す
る為とし其下將官と兵士の一部分とを將て進
發せ其後此指令官其野番兵と查照の軍兵を布
置し要用ある教令を其下屬に教示し且前哨發
行兵の指令官は書面の呈状を為し其呈状は野
番兵と哨兵との位置を指し示る地圖と俱しせ
んこと常は願はしめる處し
第二百六十四章 野番兵の指令官其野番兵を
將て定まる部位たは道路郷村或橋梁を守
備することの命せらるるあらざるとたは自身

其番兵の位置を定むるに就てハ其番兵
務て哨兵脈の正中の後ニ在ることニ注意せし
いへとも其布置と同勢と志して聚成を敵
の識破しあたはざる為ニ叢林或地形の波状ニ
由て蔽陰しあることニ注意を履し
今若し野番兵其哨兵脈を見へし且此哨兵脈
の方術ニ由て前ニ在る地形を見へしとたと
地形障碍の為ニ其哨兵脈より隔てらるる尚ほ
助兵或前哨發行兵より隔てらるるしとたと
志して又其外端の歩哨兵或騎哨兵と介候ニ

由て其比隣の番兵と適宜ニ通信し在るとたと
番兵よく布置せしとと
一の野番兵も蔽陰せる地形ニ由て敵若し密ニ
此兵ニ近より得ぬたとたとハ其地形の近所ニ
布置し得ざるか野番歩兵若し平地ニ布置せ
るとたとハたとへ輕土の胸壁ニ由ても或る切
倒せる樹木ニ由ても或る蔽蔭を具ふるを要し
森林ニかわてハ野番兵も森縁の内ニ在るか
志からざるも若し森林の前ニ在るの地形歩哨
兵を森林の外ニ蔽陰して布置を履くあるとたと

三編卷之二

一へ野番兵森林の内一在るを迂河川よおわて
 へ通常越行く處に部位橋梁浮梁或涉場の近く
 一布置を野番兵若し隘地の後一あるうまら
 ざるも此隘地を通行するを即時一妨くる為一
 たどへへ凹路或橋梁の後一布列せるとたよ
 壅塞一以てこを鎖一得魚一

第二百六十五章 暗くかるや否一多分野番兵
 を轉そ就中各霄へ他の地位一轉そまうまとも
 番兵火を燃さしむこを敵若し野番兵を覆撃そ
 るの企を具有そるとたよへ此の如くして敵を

欺く為かよ又野番兵夜一其守禦するを要一且
 書を徴く多く遠離一あて得るの部位一近接一
 あるかよ

第二百六十六章 野番兵一核定せるの地位已
 一敵一占領せらまてある得けるとたよ一其指
 令官直一此呈状を送一精一死次第を問ひ尚ほ
 其間一敵を實檢一ある魚一

第二百六十七章 野番騎兵一通常平地一布置
 一て其騎哨兵の正中の後一布列一此野番騎兵
 一嘗て蔽蔭せる地形の近く一在るを得一且つ

嘉兵記

三編卷之二

三

狹に橋梁或堤防の如に細に隘地を已う後、具
有せるを得以故、此橋梁堤坊に歩兵を以て占
領せるを要す。此野番騎兵ハ其野番兵の近傍に
馬の飲水を具有せるを要す。

第二百六十八章 若し野番兵夜中其屯處に到
着せると知し、退路の近傍に兵備し在る處に
番兵の指令官ハ小弁候を敵の方千五百歩に遣
て遣る其弁候ハ尋て回歸し且番兵よ、二百歩
或三百歩にて雙方の連結し一の哨兵脈を形造
せるを要す。其後此指令官ハ自身一弁候を將て

哨兵よ、哨兵に赴に到ることを其布置を查照せ
る為と若し要用あると知し、これを改革せる
為とあつて、次よ、或る中間に哨兵を布置し且其野
番兵の一部に休懣を得せしむる間、自餘
の部分ハ其頃にて交代せるまで兵備し在るか
に、茲よ一の灯火をも點し得以て至極の沈静
に注意せるを要す。將官と下將官とハ此よあつ
て配慮のよに一例とあるを要す。其例ハ實に普
く警衛の従事を為すに要せる所を、殊にハ爰
に今夥に弁候を遣るを要す。是ハ是よ由て警

三編卷之二

衛の規矩の欽漏せる所を充補せる為か
第二百六十九章 野番兵と通常夜の明けると
當て交代せるものよして忘かると紀よハ兩番
兵の指令官夜の哨兵を退け昼の哨兵を出そ為
め交代せよと要用せる士卒を將て自身哨兵脈
の方よ赴きよと此哨兵の變換せる前よ地
形を監察し且查照して敵の方或る距離よ至る
ことを要用とせ且此よ加ふるよ交代よ定ま
る士卒と又兩番兵の交代のコレポラールとを
携ふることを要用とせ此所置を名て檢野を為

そといふ退番の指令官ハ其出番よ就て承けたる
教令を其後番よ附托し其他敵の前哨の布置
同勢をよひ聚成よ就てと其弁候を遣るの方向
よ就てと據住せる土地と目望中よ在る道路を
よひ他の地形物の名稱よ就てと比隣哨兵の布
置をよひ其方よ通せる道路よ就てと終よ差撥
を履弁候の員數目的聚成行進の方をよひ同
勢よ就てとの要用ある割記を附與し舊番兵の
指令官ハ多分其當直の間此割條を書面よて其
後番よ附與せるよこを記せる為よと記時節

を具有しけるかる處しこき毎に撰ふ處たとし
其上こきと兼て地形の明白なる繪圖を其後番
に附與せむことを希ふ處たかてこきと由て其
諸劄記明白を得ること多し
今若し何の時期に在て舊番兵新番兵に加はる
且舊番兵の將官に命令を課せらるるあるとも意
味におめて敵或る企を具有するの徴候絶て見
へささるとたはる舊番兵に退行を處し新番兵
の指令官若し要用かると判断せるとたはる警
衛の從事に或る變換を致し得たりと直に

其呈書を送るを要せ
第二百七十章 歩哨兵と騎哨兵とを三種に區
別し得蓋し本來の實檢列に布置せる外端哨
兵と若し外端哨兵野番兵に見らる得さるとた
は此兵の實檢をること野番兵に教ふるの中
間哨兵と去りして哨兵脈に發るの諸件を查照
する為に定まるの查照哨兵是か
外端哨兵に最緊要なる哨兵とを故にこきと為
しは最多く熟練せる兵士を取るか最貴要な
る部位に常に重複の歩哨兵或騎哨兵を布置

幕氏兵論
三編卷之二

そ此時の方てハ若兵士を老兵士と合併し得る
中間哨兵ハ纔ニ熟練せる兵士を以て備へ得る
といへとも査照哨兵ニハセルゲアンドウ或ハ
コルポラールラの命令ニて最伶俐かる兵士を
撰出せるを要そ

第二百七十一章 歩哨兵および騎哨兵を張出
せるハ番兵の指令官ニ甚緊要かる課業の一カ
ニとそ其警衛大半ハ其哨兵ニ關係せるものカ
ニてこまニ就てハ其指令官纔の歩哨兵および騎
哨兵ハ大人數の歩哨兵より多の警衛とから

ばといへとも却て小人數かるもよ如間諜の介
候も大人數の歩哨兵より多の警衛とかる
ことを一般の規則として注目せるを要そ此歩
哨兵の従事ハ甚勞して適意からば且士卒を無
益ニ疲勞せるものカ也
過多と過少との間を見る眞の方術ハ絶て容易
の業ニあらばとホンブランド氏其小軍法ニ
いへば去りまとも多くハ過多ニ陥るカ也且この
よしてこそを為そを要せざるウハ多分士卒の
野戰従事の演習ニ見へ得

野戰從事の定則ハ哨兵脈の歩哨兵或騎哨兵野
番兵の正面の前比隣野番兵の歩哨兵と連結し
在り且翼の野番兵ハ其外端の側面一やうにこ
そし蔽護せらるゝやうに此の如くに布置せる
ことを希望す此兵敵より由てハ務て少も見らる
れ且己をよすハ務て多く實檢し得ると孰も其
間を竊し間行しあつてさるほとよきやうに互
に近くあつてあつて土形若し此希望の思惟を
もるそと起しハ互よすやうに遙し遠離しあ
ると此哨兵雙方互に見得且兼て野番兵を見得

あつて其あたりにさる所の處にてハ其後中
間哨兵を布置し以てこそし具ふるを要せるこ
とほとかやうに布置しあるを要す其雙方の距
離ハ地面の形状に關係を盡し且野番兵よすの
其距離ハ歩哨兵敵の近よるのを報告せると起
し野番兵尚ほ兵備せるに至るの時間を具有せ
るを要せることを規則として訓導せしむ其他
歩哨兵ハ野番兵と自由なる通信を具有し且敵
より由て容易く野番兵より斷絶せらる得ざるや
うに此のこくとく布置せるを要す此歩哨兵晝ハ

決して小杜或耕野のこととて蔽陰せる地形の近傍に布置せざるを要せざるものとてハこまよ由て敵竊に此歩哨兵に近より且捕ひ得る一とてとらむとて此諸定則はかゝつてハ若し番兵の近傍に或る高き部位ありたとへハ車屋人家樹木或堂塔ありて其處よりして廣く目望を具有せるとて昼をたとへ少くも大なる變革ある處に去かるとてとらむ其物体に重複の歩哨兵を布置し以て野番兵の前の全地形を見はしり得且此の如くは此野番兵と歩哨兵とを以て銃前を充

分るる哨兵を張出しけりともを盡しとらむとも若し此地形物の欠るとてとらむハ敵の縁て近より得る要道に重複歩哨兵或騎哨兵を以て警衛し且纒に緊要ある道路に單一の歩哨兵或騎哨兵を以て警衛を盡し哨兵脈の前或る距離に在る丘陵を餘り遠く距離の故に哨兵脈の内に入りしを得るとて爰に若し野番兵に騎兵あらハ此丘陵上は一對の騎哨兵を布置し得或はからざるも爰に二丁を將てするコルポラール一員の小なる實檢哨兵を

布列し得るし其哨兵ハ四時毎ニ交代するを以て
暗くあるや否ニ此哨兵ハ野番兵ニ退く處ニ歩
哨兵の交代晝ハ二時毎ニあるを以て
第二百七十二章 夜中と霧深に天氣とハ通
常歩哨兵の連脈と時ニ又野番兵の連脈とを強
む日の没するニ方て全實檢列を多く連綴せん
ことハ確定の規則かやとそこ是爰ニ何者も寤
ニ間行し得ざらむを為めかや故ニ暗くかや
や否ニ哨兵脈を多く後ニ退そこ是若輩の兵士
を以てと殊ニ要用ある處に所のものかやと

是とも或るもやうニかゝてハ哨兵を多く前進
せしむるとたたとハ廣クらさる河川の後ニ
布置せる前哨脈を暗夜とあるや否ニ沿河ニ接
して布置せる白晝橋梁或他の狹隘隘地を或
る距離ニ在て實檢しけるの歩哨兵夜ハ其橋梁
ニ傍て布置せるを要せ或若し白晝橋梁を超て
布置しけるとたたとハ夜ハ此方の岸ニ布列し且
時ニ橋の甲板を除却するを要せ白晝丘陵の上
ニ在るの歩哨兵を暗夜とあるとた丘陵足此方
の面ニ布置せし自餘のものハ白晝小杜と生籬

と塙壁の後ニ布置シ在るの歩哨兵も暗夜ニ
 ると紀よく耳を款て得る為め夕ニハ曠野ニ布
 置せるを要且是故ニ水車のこと紀騒シ紀物体
 の邊ニハ決シて哨兵の居らざるを要す若シ哨
 兵脈の前ニ隘地あててこを哨兵脈中ニ入る
 くニハこをよリ餘ニ遠ニ遠離シあると紀ニハ
 暗夜ニかると紀其近傍ニ一對の兵士を將てコ
 ルポラール一員の哨兵を伏兵ニ置能得盡シ此
 伏兵も敵の強紀分隊の近よるニ方て點放を為
 シ以て野番兵ニ報告せむと紀とも敵の小かる

發行兵ニ就てハ呈状を為シ去リてこを實
 檢シあるか此兵冬ハ二時乃至四時毎ニ交代
 せむと紀とも夏ハ屢全兵ニて交代ハ為シ去リ自
 餘の歩哨兵の交代夜ハ時毎ニモ
 第二百七十三章 番兵の指令官ニ最緊要かる
 勤務の一々其歩哨兵と騎哨兵とニ其任職を知
 らシむるニ在るか此指令官若シ纔ニ熟練セ
 る兵士を野番兵ニ具せると紀ニハ殊ニ去リて
 と紀此兵若シ番兵列せるニ方て最初ニ布置せ
 ると紀ニハ其指令官自身こをニ暗令を授與シ

且敵何方に在り比隣哨兵何處に布置しあるう
且何の道路および何の地形の部位を特別に穿
鑿するを要するを指示するを要し比隣せる
郷村小色および他の地形物の名稱を教るを要
すことハ此兵是に就て實檢する所のものよ因
て適宜に呈状を為し得る為かて交代のころポ
ラールスと其他暗令のよく附與せらるるよ注
意するを要すことて番兵の指令官ハことよ
就て屢自省するを要す前哨の指令官ハ其他復
報の合圖を定むるを要すことよ由てハ野番兵

の近よるよ方て其合圖を或る距離にて歩哨兵
に報する所其の士卒に復報し得此合圖銃を一
叩するよかめてし帽子を脱するよかめてし或
此のことたことよかめてするかて又此指令官
と歩哨兵および騎哨兵のいかる合圖を以て
或る實檢せる異變を野番兵に教ふるを此歩
哨兵および騎哨兵と約するを要す歩兵に在て
ハ此合圖銃を以てする一定の技藝よかめて成
了得騎兵に在てハ小盤を騎るよかめて成り得
るかてたとハ若し歩哨兵遠に距離にて敵を

見ると死すハ銃を下し且復ひ肩よせるを以て
こまを知らしめ得且危険の大よある度よ從て
此技藝を續て疾く為す應し騎哨兵ハ速し盤騎
して以て其危険の大きを報告し得應し志かま
とも歩哨兵の記憶し就て過多し強望せさらん
る為し此合圖を各時期し全く餘を甚く増息せ
ざるごとく且就中此歩哨兵查照哨兵を呼寄せ
るの一號を約せること々々方術かるとを重複
哨兵し在てハ其哨兵の一丁を以て口上よて呈
状を為す且危険若し大かると死たしハハ襲撃

し就てハ諸哨兵點放を應し
第二百七十四章 外端の歩哨兵或騎哨兵の一
般の舉止則ハ約して次條し在るかすハ昼ハ各
歩哨兵或騎哨兵の見聞せる所しして敵の軍兵
多の器物銃光發射約吠のこと死非常の諸異變
し就て野番兵し呈状を為し且特しハ敵の近よ
るを最速し教ふるを要す其哨處し近よし且反
覆せる告諭しして停立を為さくるの各人し對し
てハ此兵其兵戎を用ふるを要す此兵を敵の方
よし來るの諸類兵し停立を為さしむこま查照

哨兵を以てこを聴糺さしめんが為か若し
 こを唯單純に兵備か如類兵かると如しハこを
 を野番兵の方より送り得る又野番兵より出せる
 弁候ハ若し相識かると如しハこを通らしむ
 其他哨兵脈の前より來るの諸軍使旅人等も爰に
 野番兵より精紀命令の來るまでこを停立せ
 しめ且右轉背面向を為さしむ降兵ハ其兵器を
 脱し且其處より或る距離に遠離せるを要す哨
 兵敵の方より番兵の指令宦の許容なくハ決して
 孰をも通らしめず歩哨兵若し敵の哨兵の近

傍に在ると如しハこを談話しこを嘲哂し
 或こを二點放てるを得ず歩哨兵或騎哨兵若し
 前以て敵の近よるを見ると如しハいっしに所置
 せ置如しの指揮を承くるといへとも不意の攻
 伐に方てハ點放し且撒戦しつゝ退却せ
 夜ハ歩哨兵其職務を重複せるを要を忘るると
 如しハ視念を聴念に換へて深に沈静を思惟せ
 るを要す此兵特し其思慮を遠方よりかゝて聴知
 るの諸件と軍兵の運動を見へその諸件にこを
 を注ぐを要す此兵若し敵の近くは在ると如し

ハ其軍令ニ耳を歌て且其警火を焚くと消火と
 ニ意を注ぐを要す此ハ是ヨリテ敵の哨兵
 脈ニ於る變換ニ他の企とを息めしめんヲ為カ
 且重複歩哨兵ニ就テハ時々刻々且輪順ニ一丁
 々耳を歌てる為ニ三十歩乃至四十歩前進せる
 を要す志しテいり又纏ニ見ゆるとも聞知
 知る所の諸事ニ就テ野番兵ニ呈状を為すを要
 且歩哨兵若シ其近傍ニおめて或る運動を目撃
 しあるひハ或る響を聞知せると知ルハ注意し
 テ其方ニ徑ひて以テ原因を職破せんことを務

むるを要す此其ノ野番兵ノ警火ニ由リテ
 此兵若シ類兵を實檢せる時ハ味方かるる或
 敵かるるを憑據せる為ニ是ニ往立を為さしむ志
 かしハ特別の許容なくハ哨兵今介候と野番兵
 の交代とニあらさしハ孰れをも通らしめ
 歩哨兵若シ夜分互ニ微遠くあると知ると又昼間
 霧深死天氣とハ重複歩哨兵ニ介候の一種を為
 さしむ蓋し士卒の一ハ哨處ニ在りて他のもの
 ハ比隣哨兵の方ニ往く其比隣哨兵ハ同く此
 ニ出會し志かる後回到り其後歩哨兵同く方法

よて他の比隣哨兵の方へ往く
此歩哨兵夜分敵へ逢著せるや否直へ茲へ放發
せといへとも兼て敵回到せるや或野番兵へ近
よであるやを實檢せ野番兵へ近よであるや
へハ昼間の如くへ所置せ

第二百七十五章 中間哨兵へ銃前へ在る歩哨
兵の如く同く外側哨兵の暗號へ注意し且野番
兵へ是を知らしむるを要せ夜へ此兵配慮して
耳を歌て且爰へ非常の事の發るの諸事へ注意
せるを要せ此兵へ俱へ野番兵の警備へ注目せ

第二百七十六章 查照軍兵へ通常兵士四人を
將て伶利のオンデルオヒシール一員或コルポ
ラール一員よてかるかて此軍兵昼へ哨兵脈を
展眸し得且夜へ呼聲と其處へ非常のことの生
し得る所の諸事とを聞知得るやうへ此の如く
野番兵の近傍へ布置せ哨兵脈中へ發る所の諸
事へ就て此軍兵直へ野番兵の指令官へ呈状
を為せ志つると此指令官ら其發生せる事件
を查照せんことをこまへ命を此軍兵へ歩哨兵
へ由て柳留せる類兵と弁候とを幕間せ若し其

從事甚疲勞しけると記し、此軍兵時々介候も定まる士卒と交代を

志々是とも查照軍兵の從事も哨兵脈中諸人の出入する所のおもかる出入口の一の重複哨處を番兵し示し以てこそを甚容易くせむと記自餘の歩哨兵へ近よる諸人およひ諸軍兵を此重複哨處の方し追遣るの命令を具有せ且是故し查照軍兵へ此重複哨處し在て屢唯其監察を遂るを要せむ記而已か

第二百七十七章 野番介候の任へ敵の近よ

るを識破し哨兵脈を籍し通過し難く為し敵の前哨の布置を密し見出し敵の企し就て報を得且歩哨兵およひ騎哨兵を提醒するし在ると記此介候を名て邏糾介候監察介候且間諜介候と云るいふんとおし此名義其任を見へせしかる其上又其用此名義を本然かるとしけり第二百七十八章 邏糾介候歩哨兵を勉勵せしむるを要せこそを為せし交代の時刻の間殊し一夜と霧深記天氣とし哨兵脈を縁ひ往て比隣し在る野番兵の哨兵脈し至り暗號のよ

く用ひらるゝを憑據し且歩哨兵其哨處に見へ
さると死すハ直し其呈状を為そといへとも此
弁候の一丁を其交代せらるゝまで其間哨處に
在るか此此弁候へ通常二丁を將てコルポラ
ル一員よすかすゝて少勢の野番兵に在て
ハ交代を以て此従事を遂く

第二百七十九章 監察弁候へ敵の報を得る為
めからひし哨兵脈の前は在る地形を監察せ
る為めおよび査照せらるゝ遣らるる朝夜夜の明る
前は檢野を為し其歸着の後登の哨兵を出し其

同勢ハ野番兵の同勢と地形とを以て施行の
難易とし従てこれを規律し此弁候ハ稀き一
員のオンデルオヒシールと八丁とよても多勢
かゝることあり歩兵弁候ハ哨兵脈よす半時行の
距離よても遠く遠離せし騎兵弁候ハ一時行の
距離まで遠離せし遠離距離に遣るの弁候ハ多勢
に在るを要すことハオヒシールに引卒せら
るゝ且通常ハ前哨發行兵に命せらる
第二百八十章 若し敵の哨兵脈近くは在ると
死すハ間諜弁候の名目にて遣る一對の伶俐し

一て且沈剛かる兵士よ由て屢多勢の弁候よ由
てよても十分よ敵の報を獲得し此兵士ハ其
兵器の外何も携へば道路を避けて敵の哨兵脈
の近くよ潜り且時としてハ其處よいろよ廻り
往くヲを見る為よ敵の哨兵脈を潜行し霧深死
天氣と又夜とよハ此弁候野番兵を警衛するよ
甚要用かるとせよして此弁候を夥く差撥そ
ることハ番兵の指令官よ餘り誠實よ委任せら
るを得ば

第二百八十一章 各野番兵ハ初發の疑兵よ戰

備ありある為め常よ準備ありあるを要せ昼ハこと
よ通常士卒番處よ一處よ居り且兵器を側よ具
有するを充分かるとも輪流の方法よて士卒よ
眠らしめ且或る小舎ろ或葭の庇ろよ由て風雨
を防く處よ騎兵の馬ハ鞍を被り轡を銜むるを
要せよ若し爰よ絶て直の危険あらさ
るとたよハ背を曝そ為め輪班よ鞍を解しよめ
得多分ハ茲よ火を用ふることを惠し得るよ志
かよとも務て蔽陰して火を用ひるよ注意せよ
山携ゆる兵食ハ番處よ準備せよ或食事ハ助兵

の士卒や或前哨發行兵より由て野番處に致せし
 ランス國の軍旅よりかゝて野戦に供用せるの香
 煎ハ野番兵に適當せる飲料かる處に馬を部分
 によりて秣はせ且飲へるゝか
 夜ハ諸人目醒てあるを要せしと前以て
 強壯疲勞の後と若く敵全く近くはあらざると
 死とハ士卒に輪班し或る息憇を惠み得る處に
 去り是とも甚危死形勢よりかゝてハ軍兵ハ兵備
 して在り且騎兵ハ上馬しあるを要し且絶以小を
 る間諜弁候を敵の方より遣るといへとも茲より側

面と背面とよりかゝて或る探聴哨兵を野番兵に
 より大約百歩より布置し茲より夜に前哨より一射發
 の發ると死或茲より或る疑兵の發起せると死に
 ハ諸兵最速に堅列と班列とに備ふとる間より
 一の弁候に發起せるものゝ原因を探索せし
 夜に野番兵の一人逃去ると死よりハ復報の合圖
 と暗號とを變換し兩比隣の野番兵に其通報を
 為し且前哨發行兵に呈狀を為しを要し自餘の
 ことよりハ番兵の指令官の掛念の配慮は過るハ
 却て大なる不虞の如くある處に此指令官掛念

の配慮は過ぎへ是を以て安泰を増せことかく
其軍兵を無益に勞を盡し去るゝ大なる不虞に
由ては覆撃せらるゝの危険に臨む處に
野番兵に最危死刻限に黎明かぞとせいゝんと
かまへ夜の從事に由て疲勞せる士卒去ると
死に少くも目醒む處をらさむと故に今
野番處より前軍の屯まで皆兵備し在りて檢野
退死夜よく明け且注進せる諸呈状かよひ報告
に諸兵安んじあること一やうの赴はありまで
は變らざるを要せしむるは其を謹む

第二百八十二章 昼若く唯監察も或疑兵而已
を目的とするの野番兵に敵攻伐を為せしむ
は其野番兵固守して敵を拒絶するを要し其攻
伐若く多勢の過力に由ておると死にハ野番兵
其呈状を送りけるの後ち戦ふといへとも決して
急し退却せし其歩哨兵に或る士卒に由て強め
らるゝ一の撒兵列を布陣せ且自餘の兵に助兵と
かてて供用し退陣に間道を縁て助兵或前哨發
行兵の方し退くこと是に由て敵を欺死後ろに
在るの軍兵に自ら守禦するの時刻を授與す

る為か己一の野番兵若く敵の騎兵に攻伐せら
る平地を過て退却するを要すると記すに其兵
密收して此退陣を施行するを要す
第二百八十三章 夜野番兵敵の攻伐に方て敵
の目的と同勢を知るの前は昼のことく同
く少くも其屯所を去り得ず是實に暗昧にて
ハ實に難かる處に在り是とも是に反して地
の理は明らかなる野番兵は多く是を試み得番
兵の指令官の剛勇にして且活斷の舉止に此諸
件を成就す處に昼に沈着してよく照準せる撒

兵點放を野番兵のよに守禦術かるといへ
とも夜に強猛なる銃槍攻伐を以て敵を防死且
敵をして除く突進するに己を得さらむる
一に是より由て目的の時を得るを達するか
若く一の野番兵覆撃せらる或絶斷せらるける
と記すに此兵自ら散漫して走路を求むるを
要す是其自己の遁るに注意する為にハあ
らさきとも道を通る或る士卒より由て敵の道よ
ることを報告せしむる為に走路を求むるを要
すること多しとむ此兵又密收せる班次にかわ

て且避易せざる強猛と併て敵中へ突進し得て
是此を破り通らんを為す

第二百八十四章 助兵の指令官へ敵の正兵の
攻伐の方で前哨發行兵を退却せる為し切實の
命令を受くるまで其間其陣地を守禦せるを要
す若し是とも敵若し纔の軍勢を以て前哨を疑
兵し且野番兵を逐却せんと欲せると是より此
指令官其野番兵を應援し且敵を逐却せるを要
す若し比隣助兵の攻伐せらるると是れ指令官を
こきり為し其哨兵を危険に墮いるることかく

斯ることのかを得るからハ側面よりかゝて敵を
伐んの為し一の發行兵を其方より遣るなり
第二百八十五章 前哨發行兵の指令官は敵の
正兵の攻伐の方で其助兵のよき守禦の陣地を
得けると是より其軍勢の一部分を以て是を
救助せしむる或よく是と合併して其陣地を守
禦せる為し此哨兵を引あく前哨發行兵へ通常
地形物などへハ鄉村園圃小社を占領しけるを
へし其守禦へ應用兵法よりいへる如く同一方
法にてあるなり其兵此守禦を進ましむること

即少も前軍の屯に戦備ありあて且諸の野番兵退
起けるまで其間こそを進まむるを要を志の
是とも餘り永く固守するを要せしむるんと
是ハ志するとならば絶斷せらる得るなり也へ
至

ヘルナルトホンハウマンなる者野番兵
指令官の小冊子に此主意に就て軍史より抜萃
せる緊要の證例を含有せしむるなり
慕氏兵論第三編小軍法卷一 畢

慕氏兵論第三編小軍法卷二

曾田勇次郎 譯

圍城に向ての前哨從事
第二百八十六章 若く敵城を圍むと起る戦
野よての如く同く特別なる分隊前哨の從事を
以て命せらる且本隊ハ二箇處以上軍營或露
營を布たり或一處に寄舎ありあて
城前前哨の課業と一は戦野よても易く且一は
と戦野よても難しとせ其故いふんとおはハ歩
哨兵およひ騎哨兵其思惟を唯城に而已注ク

ことを要を極むると敵何處に在るを極て
辨知せるゆへに易くと前哨各瞬間に攻伐せ
らる得殊より夜る攻伐せらる得ことを就て
攻伐兵初より常に過力を具有せ極くして城の
砲類よりよき支柱を具ふるゆへに難くと是
故に城前の前哨は獨立に聚成しあらんことを
要し且築造をよく用ひんことを辨知せざるを
うらむ前哨は茲より戦野よりも他の方法にて出
張す

茲に城を去りて先づ歩哨兵を布置し其後ち野

番兵を布置して終に助兵と前哨發行兵とを布
置すことも及びて自己の軍旅を去るの戦野に
して敵何處に在るかの不審をおめて屢誤るの
戦野にては先づ前哨發行兵と助兵とを布置し
其後ち野番兵を置きて終に歩哨兵を布置す
哨兵脈の形格も亦茲にては戦野にては異
かざるとは戦野にては此哨兵脈退却したる翼と
一直線を形造す即球形の面を以て敵の方に向
へる一弧圓を形造す茲にては城を一圓形の中
心として考察し且其哨兵脈凹形の面を以て城

の方より向へる一弧圓を形造せ
第二百八十七章 歩哨兵と騎哨兵との孰も竊
りて城より出入しあはさるやうに此のことく
其周囲より出張を志かき是故に夜るに哨兵脈
を強め且城に接してこれを布置せるを要し歩
哨兵および騎哨兵に昼る城より何程の距離に
遠離し有を要せるともこれを周囲に在る地形
に關係を盡しいふも近ければ宜しとをいふ
んとかきハ圓ミの圓形いかにも小かきハ愈僅
の軍兵を是より用ひて愈嚴く其城を看守せよ

かばるべきとも若し茲に一の蔽蔭せる地形も
あらざる時より騎哨兵を城外の野胸壁より八
百歩より近く布置し得れば且歩哨兵ハ外城の野
胸壁より六百歩より近く布置し得ざるを盡し是其
城より狙撃銃兵の射放せるに甚く露面しあら
ざるを為す歩哨兵夜に大に近く埋伏し得る
し志すとも再時より又終日其潛穴中に在る
を要せしめて唯夜中而已交代し得るべき
野番兵の布置も亦地形に關係を盡し此番兵城
より近く在る度より從て多の助兵を具有せるを要

野番兵夜る若し城に近よして布置せるとは
よハ多分其以前の地位へ助兵こきを取る處に
前哨發行兵へ城より出る種々なる道路の合集
せる所の處に布置せし。陝地の後ろ鄉村中ろ或
他の地形物ろに布置せし。のきとも同くハ城よ
り千五百歩乃至千八百歩よりも遠らばして
各發行兵此城の一定したる部分を穿鑿し得る
たやうに布置せし。前哨の此種々の諸部分ハ茲に築造を用ふるを
要す

第二百八十八章 歩哨兵および騎哨兵の該任
を茲に戰野と同しことかてし。とて。ととも此
兵精し其思慮を城中に發する所の諸件に注ぐを
要す。即ち軍兵の運動兵器の動合圖および傳信
と城を築せ或地雷火を裝置せるの或る部分に
在て打鼓し由て見はるる工作と或る外城を除
却し或こきを具備せると守備兵の從事に在る
變換是かてし。敵若し微弱の軍兵を以て出城を為せし。ハ
應援の軍兵こきよ出會して是を復し城中に追

却し或其城より是を隔絶せんことを務むるは
 是とも敵若し強て軍勢を以て攻伐せるとは
 へ野番兵戦ひつゝ助兵或前哨發行兵より退却
 るを要せといへとも即時に退却せざるを要せ
 其故いふんとせば此兩兵毎よりよく施備しあ
 る處なりゆへに茲に強勢兵の來着せる迄に敵
 を支ゆるを得此強勢兵は毎に敵の側面より向て
 發出せしむるものなりとて敵若し反撃せらるる
 とは己の軍兵其城の砲類の功を妨ぐ
 るゆへに烈く是を追ひ得し攻伐せらるる

る哨兵を停立しあるか
 敵若し夜る出城を為し得るとは己の銃槍を以
 て是を追却せざるを要せ
 敵城若し救援せらるを得るとは己を其援兵の來
 り得る所の方の地形を守備しきりてフラン
 ス國の軍旅此もやうに就てセバストホル地の
 前より斯ることを為しける如くは所置せるを要
 せし
 寄舎の前哨從事
 第二百八十九章 寄舎を有る軍兵より於る前哨の

従事も僅の歩哨兵および騎哨兵をも要せしめて多の小なる哨兵と發行兵および監察兵とを要するを以て自餘の前哨従事も異なるか其故いゝんとかまへ寄舎せる軍旅戦備せんよ露營よ合集しあるの軍旅よても却て多の時を要用とするゆへは茲よても敵の近よるを前以て辨知するを要し且是故よ遠く前哨を前出して永く敵よ抗抵を為その地よ在るを要し寄舎若し地形の大なる限隔よ由てたゞへハ河川山脉或池沼よ由て蔽陰しあるを以て前拒敵

よも隔絶しあるとたよも前哨の任難からざる處し地形の限隔を踰るの或る部位よ強て前哨發行兵を布置し此前哨發行兵よ野番兵および斥候を以て前面と側面とよ在る地形を看守しといへども前拒の屯を近くよ在る寄舎中屋下よ在て最初の合圖よ迫脇せらるる部位の救助よ急行せんよ為め常よ準備しあるを要し志のるとたゞ其間よ軍旅の寄舎せる軍兵多く後面よ在るの屯集處よ到るを要し志のとも此のことく便宜よ蔽陰したる寄舎

と稀とよして斯る地の利を算するを要せしむ
 よても多く屢よた警衛の規矩を算するを要せ
 且此規矩に屬せるもの第一よく節制せ
 る警衛の從事および實檢の從事を以て
 輕騎兵を以て施行するを要するものよして
 此兵十分は欽く雇ふらざるへ此從事に在て殊
 且左の如く
 寄舎の全羅郭を縁て前より地形の限隔に由て
 寄舎敵より隔絶せざるとは在てよく撰定
 せる種々なる部位に輕騎兵の發行兵を布置す

此發行兵に警衛の第一隊を為す此發行兵
 寄舎よていよ遠く布置せる截且畿許の同勢
 かるを要するやこは其應援に定まる隊伍の
 ことを援る為は十分の時を具有せしむ
 此の如く地形に關係を且丘陵山岳および諸
 道路より又實檢哨兵を置いて此發行兵より敵の
 寄舎の道傍に至る此實檢哨兵も亦其前より小
 る哨兵を備へかく其哨兵の下馬たる騎士ハ
 堂塔車屋および他の突出せる部位に在て實檢
 を為すか多し後の方より同やうエスカドロ

ンス此發行兵の追却せらるゝと死こを包藏
 せんろ為し準備しあるかす此全前哨隊ハ賢明
 としてこを適當せる一將官の指揮中し在り
 とす此騎士の員數地形をよく用ふるし在てこ
 を最初よく著ハそよても却て僅かるを要
 せし此第一隊ハ屹と一の連綴せる全隊をも
 形造せんことを要そ其部分若し敵の軍兵の一
 塊をも其間を通行しあさハさるやうし此のこ
 とく多く互し連結しあると死しハこを充分か
 すとせし此第一隊ハ背し在る寄舎と連結

しあるの傳信器最利用かるを寄舎とす
 第二百九十章 第二隊ハ歩兵輕騎兵かよひ或
 る砲類よし聚成す此軍兵ハ前拒の指令官の指
 令中し在て第一隊の背し在る大なる鄉村中屋
 下し在りといへとも前哨し在るり如く同一警
 衛の従事を為そを要するものかす其鄉村の緊
 要かると守禦力との度し従て守備兵數多くし
 て一種或多種の兵よし聚成す若し此鄉村互し
 應援せし死や此の如くし在りて尚要害中し
 入り得るの地形の障碍此處彼處し在ると死し

ハ第二隊ハよく守禦せしむる處ハ其上最緊要かる部位を強め且或る出入口を壅塞せしむる處ハ最初敵の攻伐ハ露面ハあるの寄舎ハおわてハ歩兵所謂鼓噪家中ハ合集ハあてて夜の間兵を執て準備ハあるを要し騎兵ハ其馬ハ鞍を被せ且轡を掛けてこを具有せ且砲兵ハ一部分其砲を服馱ハあるを要し此兵の士卒ハ其馬ハ傍て屋下ハ在るを要し或る歩兵ハ守禦兵としてこを加へらる小かる寄舎ハ在てハ施備ハ且守禦せしむるハ已を得ざる處ハ大かる寄舎ハ在て

と萌せる危険ハ方て軍兵其郷村を去り且一の露營を布くかて將官ハ其軍兵ハ悉く傍へあて夜ハ常ハ最緊要かる部位の方ハ營番兵を遣り且最初の鼓噪ハ方て窓牖ハ灯を置くの令を其土人ハ命て此諸規矩ハよく引卒せる騎兵の介候と一の秀てたる用間法とハ由てこを應接せしむるを要し

第二百九十一章 遠く後の方ハ在る自餘の諸寄舎ハおわてハ軍兵を通常其寄舎の背ハ在る一般の屯集處ハ務て速ハ到着せしむらん為の

規矩を取るを要せしむるは屬せるものと殊にバ
 タイロンス レジメンテンブリカーデスお
 よひ千ピシンの屯集處に皆此隊一の紆路を
 も為さくるを要するやうに此の如く選定しあ
 るに在り傳信の從事に由ても一のよく規律せ
 る指令使の從事に由ても敵の近よるに就て發
 て速に報を得るに在り且軍兵常し寄舎中し合
 併しありて夜ると大なる人家し舍宿しあるに
 在るかて
 寄舎而已しあつて其寄舎多く敵の攻伐し露

面しある度は從ては死警衛の從事を用ふ處に
 是れを為し寄舎の指令官周辺の地形を監察
 し特に寄舎の後其退陣せるの道路に注意し且
 適當の部位に野番兵を布置せるを要し野番兵
 の寄舎を圓形に環通り且間諜弁候を以て看
 守せんこと一の連続せる哨兵脈を以てするよ
 りも多しとて殊に夜に此間諜弁候始終徘徊し
 あるを要す
 第二百九十二章 野番兵の一員敵を識破せる
 や否し其兵たどへ火箭し由ても投火失し由て

も或他の方法にて合圖を為そ、且最初の合圖と敵を識破するを知らしめ、且第二の合圖と諸の發行兵および寄舎たる軍兵直に屯集處に赴くは已を得ざるを知らしむるを忘るべきと、此合圖にて其持場を濫し去り得ざるやへ、よこきと俱に最速に且諸方向に騎馬の指令使を差撥て、其視審其を本置するを、敵若し發向しあてて寄舎の指令官絶てこそを、支ゆるの命令を具有せざるに、此は一般の屯集處の方を退陣を為すか、の對事を以て、

ホントスランドト氏の小軍法中此從事の所作、關係する甚緊要の証例を記せるを見るか、運動の地は於る前哨從事

第二百九十三章、此從事を止静の地は於るの前哨從事と一やうなること甚多し、こそは或る注視にかゝりて容易かるといふんと、かゝる行軍を、軍を軍旅に止静の地は在るの軍旅よても速に戰備し得るは、かゝるよこきは、及して此從事却て難しといふんと、かゝる行軍は、通常不知の地形を踏へ行け、かゝる其地は、馳向ふ

三編卷之二
三編卷之二
三編卷之二

る敵而已からば尚又其伏兵も恐るくして敵と
別して便宜かる地形の部分にては或軍兵行軍
に疲勞しける時分は敵に攻伐せらるを得るもの
ありて是より反して止静せる軍旅の前拒は其在
る處の地形を知るものよりして通常容易に守禦
し得るの強壯陣地を選抜しあてて其前哨は諸
方より出張して敵の近よるに就て以前こそは報
を為し得るなり

不計敵に出會する一方て務て多く堅固からん
る為より行軍の際各軍兵の分隊其同勢又畿許

かるも運動を急ぎ前哨を以て正面の前と側面
および背後とを蔽陰し此前哨を前拒防側兵か
よひ後拒と名て其同勢および聚成へ専ら正
面は敵を望むる側面は敵を望むる或背後は敵
を望むるの摸やうに關係を急ぐ

第二百九十四章 前拒は行軍を啓る前は在る
地形を監察し且查照して發生せる障碍を道路
より除却せんことを目的とするものよりして軍
旅の戦備は張列せんる為の時刻と隙地とをこ
きし得せしめ敵の伏兵を識破し敵の近よるに

就て報告を為し且其軍旅の戦備あり或戦闘を避けんる為の規矩を取しける迄て敵は抗抵を為すを要す

其同勢へ本隊の同勢は關係し且敵を迎て馳向ふる或敵は遠離せるものもやうは關係す

前拒ハ餘り微弱に在るを得ば其故いかんとかきと志する時より此兵其多く領掌し且難免課業を充しあさハさるる處し志するとも又餘り強あらざるを要すいんとかきハ其從事甚困難かきハかば敵を已り前は具有する小なる發行

兵の前拒ハ其同勢の三分一より四分一に至る得一バタイロン一レジメント一ブリガドも是より為し五分の一より六分の一迄てを用ふるは大なる隊伍の前拒を三兵より聚成し有を要す是は強勢ある敵に對して充分に戦闘を保ち得んる為かば是より就ては常に多の輕騎兵願はるる處し若し本隊に唯一砲隊のある時より毎に其四半砲隊を前拒に部署す又是より加ふるに土工兵一分隊を多く利用し在る得る

前拒より本隊に至るの距離ハ専ら其本隊戦

備せんが為は要用とするの時間と關係は此時間へ本隊の同勢は由て定まり且其行軍の形格は由て定まる。隊伍いへばも廣く正面はかゝるて行軍せしむ其隊伍愈疾く進入しある處に唯一路而已を縁て行軍せる軍隊は進入せるに臨て若く互は近くは在る多の道路を過て發向せるよても却て多の時間を要用とせしむ。今若く縦隊の進入せるは要用かる時間を知るとは前拒と縦隊の先頭との間の適宜の距離を切實に論定し得るべきを爲すたへは若く一

時間を要用せしむとせしむるとは一時行程と四分一の距離充分なる處にいつんとかきかきよハ敵の歩兵を定規と爲せしむるかきよも前拒若く本隊よて餘り遙く遠離しあることには此兵討伐せらるるの危険は臨むこと千七百九十六年の野戦にかゝてセラア地にてゲ子ラール官モラート氏の前拒のことしこきよ反して若く本隊は餘り近く行軍せるとは此兵本隊の戦備せる以前は追却せらるる其本隊はかよふの危険は臨む處に地形天氣の善惡は

よひ前拒を為す處の軍兵の勇氣ハ又已を得以
 こき變草を為し得小かる發行歩兵の前拒を
 本兵より銃放距離より遠離するを以て足さざと
 為し得發行騎兵の前拒ハ此距離を微大に取
 得るかぞ
 前拒若し合併しあてけると死よ其任を充
 しあさざさるる是故に前兵と名る一の發行
 兵を其前より差撥し且側兵と名る二の發行兵を
 多く側方より差撥せ
 大なる前拒ハ動よ前兵の後より助兵を行軍せ

しむ且前拒若し甚強勢あると死よ其同勢の
 一部分を游兵より保有せ此游兵ハ前拒の後より行
 軍するものかぞ
 第二百九十五章 前兵を最難に任を充さざ
 るを得て此兵地形を查照し敵の報を得地形の
 障碍を道路より除却するを要して其上より敵の
 初發の攻伐より露面しあるかぞ
 其同勢ハ通常前拒の同勢の半より至るかぞ此前
 兵復ひ其半を側兵より定む三兵より聚成したる
 同勢の前拒より前兵も亦三兵より成り得僅か

る同勢の前拒の前兵ハ或單ニ騎兵ヨリ成リ或
單ニ歩兵ヨリ成ルルモ或る騎兵士を
こきニ加ふル或たトヘ形地開濶ニ在リ蔽陰
あり且斷絶しあり或不齋ニ在るの度ニ従ふと
いへとも兩兵ヨリ成るあり

前兵前拒ヨリ遠離するを要するの距離ハ平均
して前拒本隊ヨリ遠離しある距離の四分一よ
り二分一ニ至るあり是とも地形天氣の善
惡前兵の軍兵の種類と是ニ大なる感動を起す
處ニ

前兵の行軍の形格ハ地形ニ從て規律をること
次條のことトシテ
開濶の地形ニても前兵若くはトヘハ側兵を減
の後ち三エスカトロンスの騎兵ヨリ成るとを
一ハ一員のコルポラール官騎士二員を將て先
鋒とありて行軍を啓くあり其後一百歩ニハ一
員の下將官騎士八員乃至十員を將て後繼をこ
き要用ニ臨て先鋒を直ニ應援せんを為かり其
後凡二百歩ニハ一隊の撒兵小なる助兵を將て
道路より一千歩追て左右ニ蔓布を此撒兵一二

百歩よりして結束したるエスカトロンは由て本
 路の後繼せらるべきなり
 不齋の地形にてハ前兵若く歩兵と騎兵より成
 るとたゞハ其行軍の形格同一かる處ハ但蔽蔭
 したる地形にてハ歩兵騎兵より代る處た而已
 地形若く全く蔽蔭ハ且斷絶ハあるとたゞ道路の
 左右ハ歩兵こゝを查照するを要する處ハたゞ
 とも先鋒ハ道路ハ行進するものよりして常ハ騎
 兵より成る處ハ夜と霧深天氣ハハ警衛脈の
 諸部分本隊ハ稠密ハ行軍するを要するといへ

とも志つるとたゞハ前兵および側兵ハ歩兵な
 り成るべきなり
 大なる軍隊の前兵ハゲ子ラーレンスタフ
 の一將官あり此將官ハ其注視にて或る將官を
 以て地形を監察せしむるものよりして自餘の軍
 兵の行軍ハ要する所の諸事を規律せし前兵ハ
 部署せらるる得るの砲兵ハハ一ペロトンの騎兵
 或一コムパクニ一の歩兵を蔽蔭ハ加ふ志つと
 とも砲兵を前兵ハ部署するハ稀なるなりとて土
 工兵を俱ハ前兵ハ部署せし此兵ハ器物および用

具を載しとる一對の車を具しあるを要す
 第二百九十六章 側兵と前兵正面とかわて斯
 ることを為す如く同く前拒の多く側方および
 側面にて地形を查照せんう為し定まあるか
 こま就て此兵前兵の位にて行軍するや或本
 兵の位にて行軍するやこま僅も決まらざらん
 此兵と通常地形の度に従て歩兵よ成り或騎
 兵よ成るか
 其同勢へ平均して前兵の同勢の半と算定す此
 兵前拒より行軍し得る處迄の距離へ大約本

兵より前兵と隔たるの此距離の如く同く
 なるか
 關係を
 側兵と復ひ其前と外端の側面と自身と守護
 する一脈を具有して前兵の散兵と連結しあら
 んことを務め且本軍の行軍する道路と通信し
 あらんことを務む
 第二百九十七章 助兵へ前兵を肝要と應援せ
 んう為めと探索しかた地形をかゝりて助け
 たらんう為め或よく此探索を履た地形の性質

變換する一方で前兵に交代せんか為し供用を
 此兵を通常前兵に在らざる此兵より成るるを
 志すとも亦三兵より成り得
 助兵若し唯し歩兵より而已成るとは一
 ムパクニ一より弱を得此兵單に騎兵よ
 り成るとは一即少も一エスカドロンの同勢
 かるを要し助兵を常し合併して前兵と本兵と
 の間大約正中に行軍を
 第二百九十八章 前拒の本兵に恐く最初は戦
 闘するを要する此兵を先として以て大なる道路

に合併して行軍を
 砲兵或はよりさるも其一部分を通常其點放を
 速に動作し得んを為し第一のバタイロン或は
 スカドロンの後繼を
 第二百九十九章 游兵に戦闘中決定の時迄て
 嗜むあらんを為し供用を此兵前拒の前兵を大
 路に後繼を
 第三百章 次の証例に前拒を諸般の同勢の軍
 兵の分隊にいかし部署するを要するの定規
 に稍供用し得るといへとも志すとも固定の

規則より十分は供用し得ざるとも
 歩兵一コムパクニ一將官の引卒たる一
 セキチーを前拒し具有を此前拒ハコムパクニ
 一の前二百歩乃至三百歩は行軍を前拒ハ十六
 丁乃至二十丁と俱し下將官一員を前兵として
 二百歩乃至三百歩は遣る此前兵復又一員のコ
 ルポラール官を二丁と俱し先鋒は具有し且道
 路の兩側は一對の兵丁を側兵は行軍せしむ
 歩兵一バタイロンを一コムパクニ一を前拒し
 具有し其コムパクニ一のセキチーを前兵し

具有し且道路の兩側は半セキチー側兵は供
 用し此分隊の雙方の距離は大約前論を以て
 のく距離の二重し至し得るあり
 騎兵一レジメントハ千歩乃至二千歩前は行軍
 する一エスカドロンを前拒し具有し此エスカ
 ドロンの一ペロトンを前兵と一ペロトンを側
 兵とし用は前兵と側兵とは本兵より五百歩乃
 至千歩の距離は行軍を
 歩兵四バタイロンス騎兵四エスカドロンスか
 よひ騎砲兵一砲隊の混交發行兵不齋の地形は

行軍をるよハ歩兵一バタイロン騎兵一エスカ
 ドロンおよひ砲兵一セキチーを前拒ニ具有一
 此歩兵一コムパクニ一と騎兵二ペロトンスハ
 前兵一發行き側兵ハ地形の度ニ從ひ各側一歩
 兵一セキチー或騎兵半ペロトンよ成るか也
 聚成ギビシーの前拒若く歩兵三バタイロンス
 騎兵四エスカドロンスおよひ騎砲兵一砲隊よ
 成ると也よハ此兵次のことく部署せらる得
 開濶の地形よてハ半エスカドロンの前兵とか
 四半エスカドロンの各側ニ側兵とか三エ

スカドロンスと砲類二砲とハ前拒の本兵ニ在
 了歩兵およひ自餘の砲兵ハ游軍ニ在るか也
 不齋の地形よてハ半エスカトロンの前兵とか
 一コムパクニ一と四半エスカトロンのハ側
 兵ニ在り地形山状ニ在る所の其處よてハ側兵
 一歩兵を用ゆ應記か也本兵ハ歩兵四コムハク
 ニーンよ成り砲類二砲こきニ從ひ騎兵一エ
 スカドロンと四分一ハ其後ニ從行き游軍ハ歩
 兵二バタイロンスよ成り第一バタイロンと
 第二バタイロンとの間ニ一エスカトロンを蔽

陰は將て砲類六砲あり且後尾は殘餘の工スカ
 トロンあるあり
 蔽陰したる地形にてハ四半工スカトロンを前
 兵と為し且兩側は步兵一コムハクニ一を側兵
 と用ひ其他三コムハクニ一を助兵として用
 込前拒の本兵は步兵一バタイロン類砲二砲騎
 兵工スカトロンの四分三まで成るを遊軍ハ
 步兵一バタイロン砲類六砲且騎兵三工スカト
 ロンスカトロン砲類六砲且騎兵三工スカト
 馬止にて疾く進み得所にてハ悉く騎兵を用ふ

第三百一章 前拒の種々なる分隊の為め一般
 の舉止則ち約して次條に在る
 地形の査照ハ先鋒と前兵および側兵と一命
 あるとすとも若し此分隊の及遠外に在るの
 或る地形を査照するを要するとたはハ前兵よ
 り騎兵の介候を其方と遣るあり
 先鋒ハ要道に在る地形を査照し前兵と側兵と
 と正面の前と道路の左右一二百歩迄てとの地
 形を探索して本兵其來着の方で査照したる地
 形に在る處をやうして志かきとも行軍若し全

く開濶の地形を過て往くと死しと側兵を前兵
と結束し得且道路の近くと在る單純なる地形
物を介候を以て監察する為めと用ふ此の如死
地形の查照と絶て困難を生せばして軍兵の行
軍を怠らしめざる處しと反して地形若し
蔽陰し且斷絶しあると死しとこも全く異ると
そ斯る地形の細密なる查照ハ多の功勞と多の
軍兵とを要せしと就てハ後次の論載し注意
せし其論載し由て此難事減却せるものか
撒兵の口ヲ三丁は成るを要せ其工下と

地形を查照し且第三丁と其火伴二丁と注意し
且若し要用かる時しは是し驅けつくる為し准
備して二十五歩乃至三十歩し従行し此の如く
そ是ハ地形を速し查照して撒兵し危険を減せ
し其上軍兵と馬とを僅も疲勞せざる處し
小なる陟地と前兵と側兵の到着せる前し先鋒
こもを查照し且此前兵と側兵若し陟地を回行
しあしはさると死しと此兵陟地し従て結束せ
るを要せしと彼方し到りて直し復し蔓布せん
し為か前拒の本兵と前兵陟地の一方しも陣

地を取らさるる前は其陝地中へ赴るさるべき
ありきとも甚長に陝地へ在てと斯ることの前
兵をして隔絶せらるるの危険に至らぬ其
上こそよ由て行軍へ過多の怠を受くを
かきハ其時ハ前兵と本兵の陝地中へ赴く以
前既ハ其陝地中自由なる大距離を需めあるを
要し陝地へ入るの脇道の弁候を以てこそを悉
く査照し其上前兵の哨兵を以てこそを看守し
且其後ち本隊の來着せる迄てハ本兵の哨兵を
以てこそを看守せ其本隊ハ此哨兵を交代せし

むるものかば
居民の土地を査照するよと小なる弁候屢歩兵
およひ騎兵よと聚成し且強に發行兵よ由て應
援せらるる此土地を取巻くを要し歩兵と人家
を査照し騎兵と街路およひ開闢の平地を査照
し且助兵ハ弁候を以て監察する所の此場所の
入口と十字街と出口とを逐次守備せよかき
とも居民の土地へ入る前ハ住民の報を得て
かして其一兩人を人質と取るを要し
小なる森林へ歩兵の弁候を以てこそを貫行し

且騎兵の弁候を以てことを廻行せし大なる森林
へ蔓布したる撒兵陣はかける歩兵を以てことを
を貫行するを要す此兵の助兵は要道を循行し
且騎兵弁候も多く遠離したる道路を縁て監察
する為と遣らるるなり
前兵の指令官常より郷道を其側より具有する
を要す其郷道へ狹地居民の土地および森林の
形勢を此指令官より知らしめ得るものなり
地形の査照はこと野戦従事の流布の例條および
ひ訓習書より例條にある如く常より甚難に記載

ありとせしむるもことを就て注目せしむるは
ことを以て命せしむたる將官も常より行軍する
兵軍の同勢より注目するを要するに在りしこと此
兵軍いふも強勢ありし諸の地形物を査照せ
んこと愈纔より要用かるるにたとへし五十丁の
發行兵は道路に在る小なる田舎の住居中より一
の敵をも在らざるを明白にしけることかくハ
絶てことを過ることを得ずといへども志かき
とも一箇バタイロンに此査照を既より掛念なく
怠り得ずし

強に前拒の前兵の指令官ハ小なる諸地形物を
 査照セしむるを以て無益ニ行軍を怠慢し其軍
 兵を疲勞し其思慮を竭せしむ
 本隊の駐立せる一方てハ前拒守護脈を為す
 第三百二章 前拒若し敵を識破せるとは茲ニ
 生し得るの摸やうハこそ就て其指令官いふ
 一舉止を極むるを漫よこそ一例條にあはるこ
 る極く此のことく甚異なるか是此指令官其形勢
 と敵の形勢とを疾し洞觀し且こそよて其
 舉止則を訓導せるを要す

若し遠方よて敵を識破せるとはハ前兵の指
 令官其設備を為しけるの後ち前拒の指令官呈
 状を送る且前拒の指令官ハ本軍の指令官一報
 を遣る志する間よ茲ニ精死命令あるよて諸軍
 前進しあるか是若しこそ就て敵の眼し遁を
 得るとはハこそ愈佳か是と
 若し近傍よて敵の陣地を識破せるとはハ諸
 軍駐立を為すを要す撤兵と助兵とハ此諸軍若
 し前進し得るとは敵を引受けんよ為しよは陣
 地し布置を攻伐し及ふの指揮ハ唯前拒或本隊

の指令官こそを為し得あうして此攻伐ハ監察
と戦鬪の誘導とを以て先犯とせ
敵若し行軍を怠らしめんを為め小なる分隊を
以て前拒を騷らしめんことを務むると犯しハ
前拒其敵を追却し且こそう為し全く行軍陣よ
し戦鬪陣し移轉し或一部分行軍形よし戦鬪形
し移轉せるを要し
敵若し目醒し犯軍勢を以て不意し攻伐せると
犯しハ通常前兵と側兵撒戦しつく本兵し退却
しし
そし
ハ此本兵其間し戦鬪陣し

移轉し本隊の戦備せるまで敵を支駐せんを為
かば其他今前拒應援せらるるを要するし或其
隊し退却せるを要するしハ高位の決定し關係
し
敵を攻伐し
も襲撃か
死を以て
敵を支駐せんこと愈要用たしとせ
第三百三章 若し一定したる目的を以て攻伐
し至ると犯しハ前拒勢て纔も途上し止まらさ
るを要し地形の查照をこそし従て變草し其運
動を務て多く蔽隠し緊要なる間道を備へ置犯
敵の前兵を追却し且掠奪しとる地し固備せる

を要す本戦の方で前拒の此他の使用も高位の命令と關係を

第三百四章 直に其前に在るの敵を従ふは戰鬥陣におわて前進を急ぐ全く開濶の地形にてお志あると如前拒合併しあり蔽蔭したる地形におわては此前拒多く横に蔓延するを要すこを敵の側面と對して襲撃するの攻伐を為さんう為かす終に追従する方て思慮して所置するを要するの或強猛に所置するを要するものと敵の退行するに在る其多少の班次と關係を

魚

第三百五章 防側兵も側面と不時の攻伐と對して軍旅の一分隊の行軍或一の小なる發行兵の行軍を警衛せんう為し供用すこを本隊其望の規矩を取でけるまで或る時間敵を拒捍する獨立の發行兵と由て成り或志からさるも遠離したる部位の方と差撥せらるて敵の報を得るの弁候と由て成るかす

第三百六章 此發行兵の同勢かよひ聚成も側面と敵の攻伐する多少の外見と關係し地形と

由て敵此攻伐を容易と為を以て地形の形勢
と關係し且長た縦隊の側面と守禦し難くある
也へは行軍縦隊の長さの關係を慮し
行軍を施行するに方て縦隊の側面と敵在るこ
とを審み知るとたは三兵より聚成したる一
の隊伍を其脇側より行軍せしむるに此隊伍は本
軍其規矩を取しけるまで敵は抗抵を為さん
の爲に充分強くあるを要す此のことた防側兵を
軍旅の道路と平行するの一路を縁て軍旅の前
拒の縦隊の先頭より遠離しあるの距離は同一

距離に在て行軍を若しこきよ及びて側面と敵
あることの殆ど審み在るとたは地形は從ひ
其方より差撥したる騎兵の或る側面を候を以て
足を足とを慮し
たとへは若し一の聚成をビシし行軍の際敵を
正面より望むといへども其側面より攻伐せらるる
たことこの屹と成らざるはあらばと思ふとたは
は此をビシし防側兵として本路より大約半時
の距離より縦隊を蔽護せんを爲し歩兵二コム
パカニーン騎兵二エスカトロンスおよび騎砲

兵半砲隊の發行兵一箇を聚成し得し地形若し
騎兵の動作は僅し適當しあるとたしハ歩兵一
バタイロンおよび騎砲兵半砲隊を將ての騎兵
一エスカトロン發行兵一箇を聚成し得
第三百七章 防側兵と其自己の前拒側兵およ
ひ後拒を將て行軍を指令官の緊要なる地形の
部位陟地および敵縦隊に近より得る處の横路
に就てと此部位に駐立するを要するの時間
に就て其教命および演説を受く此指令官其最外
の側面にある騎兵并候を以て地形を查照せし

め且此介候の循行するを要するの道路と復ひ
發行兵に結束するを要するの部位とを定む此
指令官縦隊絶は連結を保ち且横路を縁て其指
令官に注進の書面を送る若し其注進多く緊要
の注進あるとたしハ此書を附托して一將官を
遣るべき
防側兵へ行軍の際已むと本縦隊との間し地形
の大なる限隔の一をも敢て多く措くならんこ
とを務むるを要す若し此地形の限隔近傍
に在り且縦隊の行軍線は平行しあるとたしハ

其諸處の踰場を縦隊の過り行りけるまで其間
守備し或穿鑿するを要し防側兵の指令官ハ自
餘の者の為ニ全地形を實檢せしめ且堂塔車屋
および山岳よりの周囲の地形を見せしむ其他此
指令官旅客および土人ニ因て敵ニ關涉するの
報を得んことを務むるを要す
縦隊若し或る時間待合せん為ニ駐立を為す
とたしハ防側兵と野番兵および前哨發行兵の
方法ニ改列せしむ
若し敵の近よりの報を承け或不意に敵に出會

せるとたしハ防側兵の指令官直ニ縦隊の指令
官ニ其注進を送り本勢守禦の陣地を取す或敵
を迎て馳向ふまで其間其敵を止駐せんことを
務む防側兵若し退却せるとたしハ此由て
此兵本勢の敵ニ對して其動作ニ妨げらるる
ニ注意す
第三百八章 軍旅の分隊若し全開濶の地形を
過て行軍せるとたしハ其側面ニ騎兵斥候を張
出し以て充分ニ警衛しあるを要し此斥候ハ通常
一將官と騎士二十員とより成るものにして多

分ハ前拒よリ差撥せらるゝものか、各此のこ
と紀弁候の指令官よリ何の道路を縁て其指令
官行軍するを要する、何の部位を查照するを
要する、其試験の呈状を何處に送るを要する
、且何の部位にて復ひ縦隊に結束するを要す
る、を説示す
小なる縦隊ハ旋入に由て速に戦備を、是故に
其防側兵ハ強らば尚ほ遙に遠避けらるゝる
を要する、多の時期に於て此兵其側面
前拒の側兵に由て十分蔽護せらるゝる、

第三百九章 敵の前にて退却する縦隊の後拒
襲撃に對して此縦隊を警衛し且突進する敵を
止駐するに縦隊の形勢こそを要用と為すと、
其間止駐するを要す、此課業ハ縦隊若し敵に從
ハばさると、或縦隊たどへ敵に從はるゝも若
し直に戰鬥を引受るの地に在ると、たゞハ容易
かるとも又敗績せる軍兵かよひ敵に從はばた
る軍兵の退軍若し蔽護せらるゝを要する、
或茲に縦隊類敗せしめて其移陣を促す、己を
得ざることの發生せると、たゞハ甚難しとす

幕氏三言
縦隊背よかゝて攻伐せらるることの審よ在
るの前進せる縦隊の後拒ハ唯後きたる兵およ
ひ勞兵を合集し且行具を着守せる而已を課業
とせ是故よ後拒ハ強いらざるを要せ全一予ビ
シよ歩兵一バタイロンも多分て是の爲よ足
きとよを雇ふとよ此のことた縦隊の移
陣敵地を通過せるよ其地の住民軍よ與ミし且
奇兵の隊伍周く群集せるの敵地を通過せると
た或敵多の輕騎兵を具有せるとたよ前進せる
縦隊よも亦後拒強く聚成しあるを要せ雇ふ

第三百十章 是故よ後拒の同勢およひ聚成の
移陣の目的よ關係し且背よかゝて蔽護せるを
要せる隊伍の同勢およひ聚成よ關係せ雇ふ敵
と正兵の戰鬥を始め得るといへども類敗せ
そして移陣を為せるを要せるの隊伍退却せると
たよ其後拒ハ前拒正面移陣よ在て此のこと
くかる時と同し同勢よして同し方法よて聚成
しあるを要せ雇ふことよ就て注意せるを要せ
るハ後拒を隊伍の最よた軍兵よて聚成せるを
要せるよ在るなり

此後拒の行軍の形格も前拒の行軍の形格と同
しとそまゝととも反對して前拒右轉背面向を
為しけるゝ如く同し
後兵ハ前兵のことく地形を監察し且查照を
るを要せるの利を具有せむととも此利ハ敵
の正實の追従の方て大なる困難を以て平均に
敵遠距離にて縦隊を慕ひある其間ハ後兵地
形の高起部位に屢或る騎哨兵を置起以て其敵
を實檢しある處に此騎哨兵ハ逐次の方法にて
移轉せるかばこそ反して敵若し近傍より迹

くると起し地形の度に従て輕騎兵或歩兵よ
り成るの撒兵一隊此實檢を為し敵若しよ
く追従せしといへとも此敵に屹と注意するを
要すると起しハ騎兵弁候を以てこそを為すを
最佳かるとそ
第三百十一章 若し縦隊たとへ休懸せんる為
しても止駐せらるゝやへても駐立を為す
時より後拒敵に逆ひ得る所の陣地を取るか
此後拒其陣地を選定するより地の利に注意を
るを要すること縦隊の距離に注意するを要す

後兵および側兵と志かるとは野番兵を張出し
 且蔽蔭せる地形をおわては此野番兵を以て弁
 候を差撥て日行を終るの後ハ同く後拒を以て
 此のことに陣地を取るか
 第三百十二章 敵と後拒を攻伐するを以て諸
 般の目的を具有し得るか蓋し此敵と唯後拒
 の行軍を妨げんと思ひ此後拒を其行軍中駐
 めんと思ひこそ敗亡を致さん為りこそを
 正實の戦闘に陥しいせんと思ひ得或其敵の目
 的縦隊而已を支駐し且鬪戦するに已を得さら

しむるに在り得其企と今後拒の指令官こそを
 探索せんことを務むるを要とて是れ為
 りと敵の同勢を審みそのを以て最よくこそを
 得るに其後此指令官最速に其試験を縦隊の指
 令官に告ぐるを要と再後敵若し常に若干の距
 離に在るとはしは落成したる實檢に就て注進
 するを十分かるとは敵若し攻伐し或攻伐し突
 進し且縦隊戦闘を避けんことを要せざるとは
 りと後拒と縦隊の戦備しあるまで敵を支駐せ
 んと為り諸術を盡くそのを要と敵若し攻伐し且

縦隊戦闘を避くるを要せるとは後拒ハ最難ニ課業を充とさくる處のらば蓋し此後拒ハ常ニ敵ニ先鋒を為せといへとも云々是も本隊の處ニ追却せらるるに或本隊より隔絶せらるるに注意せざる處のらば發明およひ沈着を以て心勞し思慮判断銳明を以て兼備したる善良の後拒指令官と其他剛氣およひ頑固し抽ゆるの軍兵と終ると地形およひ摸やうの適當したる用方とハ此の如き形勢ニ欽く處のらばとせ

其上次の一般なる舉止則を逐ハさる處から以後拒も曾て全軍戦闘ニ用ふるを得以常ニ一部分の守護にて退陣を為さしめ得るやうに遠く後方にて廣く陣地ニ其一部分を布置しあるを要せ若し充分に強くとはハ茲に此のことと退陣地を逐次ニ備ふるか運地形の交換せらるるに在てハ騎兵と歩兵とを互に交番し取るを要せ敵若し強く突進せざるとはハ戰鬥を撤戦ニ為せたりとともは就て注意せざるを要せしるハ是を固守せざるに在ていっんとおまハ

其間、敵恐くハ回行を施行せしハか、敵若く
注意なく追従せると、たゞハ伏兵かよひ強暴か
る攻伐法の所置を以て其敵を散亂せしめんこ
とを務むるも、其後復又直に退陣を促す
を要す

敵の強くして且陸續たる追従を怠らしめん
為に最よた方術の一ハ橋梁を破却し或は道を
壅塞するに在り、道路土堤陝地を用ふるから
為し、在り隘地中或は其後、持久しからしむ
流河川等のこと、地形の限隔の後、持久し且

終に郷村を放火するに在り、と、彼是の從事に
も、後拒の本兵、土工兵要用あり、
後拒に最多の危険を其後拒をして停立し、戦闘
するに已を得さらしめんことを敵成就せると
たゞ在り、或は此後拒たどへ悪く理會せる命令の
ゆへに、ても或下掌令官戦闘の一般の經過を見
失ひ、且森林郷村かよひ他の地形物を守禦する
に餘り永く止駐するゆへに、ても正し、た時刻に
こそを止めざると、たゞ在り、と、そこを、こそ、
由て他の部位にて、既に止めざる戦闘の、茲に新

2 甚くかるの由を以てか
 後拒若く持久を盡し哨處を終りて守禦せん
 う為し命を承ると死し他の諸敵護兵を引死
 あくるを要せしめて敵若く後拒を回行しけ
 ると死し其後拒ハ破り通らんことを務む
 後拒若く陣地中ニ夕まで守禦しあさへさると
 死し暗くかるまで退陣を促すを要し暗夜
 ハ弱死味方の明友かきともし又危死暗礁
 かきと此暗礁にて軍令容易く破船を受け得
 るものあり

弁候

第三百十三章 前哨の從事ニ就ても弁候を前
 哨の自己の警衛の方術として講習せしめけし
 茲ニ此弁候を小なる發行兵かきとして考察せ
 ん此發行兵と報を得んう為し軍旅より差撥せ
 らるるかき其報ハ最緊要なる軍の所作を施行
 せしむる重要なものニ在り得るかき此のこと死
 弁候ハ思慮判断かよひ武學を備へ其上配慮と
 強暴とを兼備せざる處からざるの將宦常ニこ
 きを引卒せよく施行したる弁候の一例ハプロ

イセノ國のロイテナンド官レムケ氏の例あり
こも吾々以前の兵法手引中第二部に見ゆ
第三百十四章 弁候長途を經過するを要し或
開濶の地形を踰ゆるものハ通常騎兵よて成る
かす距離若し大ニ在らば或地形蔽蔭しあると
たしハ又夜る且總して若しこも隱密の姿制ニ
落着くることよく速度ニ落着くるよても多た
とたしハ此拔擢を歩兵ニ歸せしめるとた動を
ハこもし同やうニ騎士を加ふとこも歩兵
と騎兵との混交弁候ハ不可なりとて此弁候ハ

唯其經過の際或る地形の部位を退陣の警衛ニ
守備するを要するとたし而已利用のものあり
と為し得るかとたし弁候の歩兵ハ此警衛ニ用
ひらる其間ニ騎兵ハ退陣を促せたり
弁候の同勢ハ目的と距離と監察するを要する
の地形および道路の蔓延とよ從てこもを規律
せ其定規としてし多分唯二丁よて成るの間諜
弁候を除くの外と極弱たハ五丁乃至十丁を
算へ且極強たハ四十丁乃至六十丁を算ふるこ
とを取し得此の如く強た弁候とハ二將官を加

へんこと願ハレたかまこと其將官若し不幸
逢ふとたゞ弁候其従事を遂げ以て回到せ
さらんう為かま通常歩兵弁候ハ騎兵の弁候よ
ても強くとせ
諸般の前哨分隊の指令官ハ通常弁候の業を規
律せ此指令官曾てことを規則正しく所置せるを
要せ以曾て弁候をして屢後續して同一道路を
踵るゝめざるを要しことを同一時刻とも尚同
し同勢のものをも差撥せざるを要せ其指令官
ことをいふとも多く交錯せしハ弁候を捕ふる

の時節を敵に授くること愈多くとせ

第三百十五章 弁候の行軍の形格と屢地形お
よひ摸やうと從て變革せるを要せ隘地中にて
ハ軍卒大と深く蔓延し且蔽陰したる地形にて
ハ大と廣く蔓延せるを要せ未熟なる軍兵ハ熟
練したる軍兵よても多く一處に在るを要せ規
則におわてハ此軍兵前拒側兵およひ後拒を以
て行軍せ八丁の弁候ハ二丁を其前より行軍せし
め且一丁を兩側およひ其後より行軍せしむ十二
丁の弁候ハ蔽護兵として諸側より二丁を具有し

得たつて先鋒をしてコルポラール一員より由
て五十歩より踵のりめ得二十丁乃至三十丁の弁
候へ今遠く前の方より行軍し得る先鋒の外より下
將官一員と四丁との前兵および小かる後兵を
具有せしめ其部分の雙方の距離に此部分の互
より見へ得る處なりやう此のことなりを常とするを要
せし強は弁候へ復し側道を縁て屢小かる弁候を
差撥せ此小弁候へ定まる部位より本弁候より結
束せるかす

第三百十六章 弁候の指令官へ其查照せしめ

地形を以て報せらるるあり且其踵かさるる處のら
さるの道路およびこれを縁て回到せさるる處の
らるの道路を以て報せらるるあり此指令
官より務て多く敵の形勢および布置より就て報せ
らるるありを要せしめ其より上若し敵より出會せ
るとなりしはいかにし止むを辨知せるを
要し其上此指令官の注意せさるる處からさる一
般の舉止則ち次條より在りしとせ
本路の近傍よりし弁候最深に沈静および配慮
を以て行軍せ本路よりし志のらさるるとし弁候

と已を見らるゝ事なく其處に發るの諸事を實
檢するを要す騎兵の弁候其馬の力を愛惜する
ものとして務て多くよは道路を踵くものか
暫時出張あるの弁候と兵糧および馬食を携
行するを要す馬の給養および士卒の休憩は毎
日小森中蔽陰してこれを為し或隔絶したる部
位にてこれを為すか或は就ては哨兵を張
出るといへとも馬の一部はあつて給養をこ
そ即少も毎半日直に分部を履くあらんが為
か運弁候よは天氣よは大なる道路の近傍蔽陰

したる地形にて徹夜を其大道を野番兵を以て
穿鑿する所ありて是に就て一の番火をも燃
し得れば且耳を欵てんが為し下將官一員時々刻
々前方に遣らる甚惡は天氣よは弁候隔絶した
る住居を夜宿處に選定せしむるとはよは住民
を看守せしむ大に危は在ても弁候の交も兵備
して戶外に在るか
騎兵弁候若し遠は距離に差撥せらるゝとは
各隘地に哨兵を遣し置くことあはははいかん
とあはは同一道路を縁て回到せんことを敵こ

是より由るさんこと審のからさき回かて其上是
故より直より全弁候を騎哨兵より分解ある處止此弁
候より此のこと記警衛の規矩より委任するを要す
るよても多く其兵およひ其馬より委任するを要
すよとも弁候若し僅も遠からさる距離前
方より差撥せらさ且敵の報を得んより為十分かる
同勢よて前方より差撥せらるる或其自己の隊伍
より由て直より後繼せらるると記よりハ危険の部位
よたとへハ隘地より哨兵を置く處止此哨兵ハ萌
せる危険より就て其弁候より報するものかて自餘

の舉止則より就てハ地形を監察するの弁候も毎
より他の道路を縁て回到するを要すいかんとか
きハこきより由て纜も捕へらさんことハ危険より
臨まると兼て多の地形を監察すよハかて
弁候の指令官へ已きより命せらさる奉命を務
て完全より完成せんより為より其力より在るの諸術を
盡さくる處より此指令官ハ一の功勞或危険
を以てもこきを嫌ハ且こきより就てハ常より屹
と戦闘かく務て多く其目的を達せんことを務
むるを要するを思惟せさる處より一の弁候

もたへ敵の弁候又微弱か至といへとも無益
一 戦闘一 赴くを得れば若くとも若く敵の歩哨
兵或敵の小なる弁候を捕ふるを以て敵の報を
獲得ると死かよひ此報の要用あると死一とこ
是一移轉一至り得

弁候の指揮官へ後方一在る部位を其士卒一示
しかくを要す其部位ハ此士卒若く不意の異變
一由て散亂一及び得ると死一屯集する所か正
第三百十七章 地形を查照する一ハ弁候全く
獨立を是ハこそ一愈注意して所置するを要す

るの此區別を以てこそ一為一前拒の前兵一例
條一あるの同一規則を逐ふを要す小なる森林
とこそを廻行一兼て内部を查照を廻行するあ
とハさるの隘地を弁候大なる間隙かよひ大か
る迅速を以てこそを通過するを要す民居の土
地を弁候其内一一の敵もあらさるの審かるこ
とを知るの前一ハこそを通行せざればと
總して此土地を弁候こそを避くるを要す
第三百十八章 敵一出會するの弁候の成就せ
ざる處のらさるの第一事ハ其隠る一と在ると

其此他の舉止を注目せるの目的を務て完全
 一達を廢絶やう此の如く設置せるを要せたと
 へハ若し斥候唯敵を見出せる而已を要せると
 一も真一敵を識破しけることかく其目的を完
 成したるときは反して其敵の細密なる報
 を得るを要せるとは其事實檢を遂げ得ん
 為一務て近く敵の近傍一迄て潜行せ此斥候定
 せる地形の一部分を查照せるを要し或定せる
 命令或報告を為せるを要せるとは他の道路
 を縁て敵を回行せんことを務むるを要せし

此の如くして其定めを達せんを為さ
 第三百十九章 斥候の差撥せらるるの軍兵
 の為一大事のもの一在り得る諸の非常の事
 發る一就てもたとへ斥候の指令宜其發足の前
 一奉しけるの命令中一此事件こそ一あら
 いへとも時々注進を為さしとも通常の事
 の發る一歸着の後ち先つことを記載せ
 斥候隔絶せらるる且敵一取巻るると或伏兵よ
 不意一攻伐せらるるとはハ切抜くるを要せ
 且散亂しとる士卒ハ既一前以て定せる合集處

一 到らんことを務むるを要す
第三百二十章 弁候指揮官の此諸所行よす
て將官と此従事を悉く辨知を履たこと此將官
一 畿許の緊要のものあるを誘導せんこと肝
要かすとも尚兼て又よ宛弁候指揮官へ已ま
由て實檢せらまざる敵の所置一 従て其呈状を
作くらんる為一 此所置其軍旅の為一 危くか
す得るを判斷し得ることといふ一 要用一 在る
を誘導せんこと肝要かすとも

慕氏兵論第三編小軍法卷二 畢

早稲田大学図書館

011888007018